

令和3年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和3年3月11日（木曜日）

10時00分開議

15時58分散会

出席議員（10名）

1番 議員	竹本文直	2番 議員	西森常晴
3番 〃	岡田良成	4番 〃	片岡智準
5番 〃	大野弘	6番 〃	西森久雄
7番 〃	野村安夫	8番 〃	左京憲昌
9番 〃	藤崎源彦	10番 〃	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	副町長	片岡廣秋
教育長	竹本雅浩	総務課長	片岡晴彦
企画課長	古味仁志	税務課長	片岡博
町民課長	津野彰	保健福祉課長	片岡明德
保健福祉課副課長兼大崎診療所事務長	荒木紀和	産業建設課長	片岡伸二
会計管理者兼出納室長	下久保幹夫	教育次長	古味実
仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪内武則	池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人
仁淀地域振興課長	神岡孝司	池川地域振興課長	大原成彦

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	黒川一彦	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認を願います。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は既に配付しているとおります。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号9番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○9番 通告第1号、議席番号9番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

質問は、コロナワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルス感染者が国内で確認されて約1年、まさに我慢の1年でございます。高知県内の感染者数は、累計で900人を超えております。しかし、本町では確認されていません。これは、住民個々が感染対策を取ってルールを守り、そしてまた町もできるだけの対策を講じてきた、これはまさに総力を挙げて取り組んだ結果ではないかと評価されるところでございます。

しかしながら、様々報道でもありますけれども、なかなか終息するということにまでは至っておりません。ですから、今の感染症対策も気を緩めるわけにはいかない、その状況が続いております。

コロナ対策の救世主と言われておりますワクチンの先行接種が、2月後半から開始されました。政府の発表によりますと、アメリカファイザー社製ワクチンを薬事承認し、医療従事者へ先行接種が実施されています。この後の接種スケジュールは、優先接種対象者から一般者まで順次実施されることになってはいますが、ワクチン供給の時期が不確定で、ワクチンが日本に到着するまで確実とは言えない状況でございます。今のところ、週1回ペースという形で今週もありましたけど、4回ですかね。今後徐々に増えてくるということですが、ファイザー社とは総数の契約はしているけど、時期についてはもう向こう任せになっているので、なかなか分からないというのが現状のようでございます。

このような状況において、地方自治体の準備に独自性が出始めまして、様々なモデルが新聞等で紹介されています。本町のコロナワクチン接種に関する情報につきまして、ちょ

うど私が通告書を出したのも2週間前ですけども、2週間前の時点ではまだそういった情報が町のほうから出ていませんでした。ですが、今月に入って、新型コロナワクチン接種のお知らせというのが町内に配布されております。そしてまた今回、初日の全員協議会で保健福祉課より詳しい説明を受けました。

質問の趣旨は、町の準備がどのような状況にあるかということでございますが、様々な状況を想定した上で検討し、ワクチンが届き次第、対応できる準備が整備されていると思っておりますので、以下について答弁を求めます。

1点目は、接種券配布等、接種実施の日程についてでございますが、ワクチン供給時期につきましては、国から県、また県から市町村へという形で配分されますので、町としてはもう連絡を待つしかないというような状況であろうかと承知しておりますが、想定の話ということになるかと思っておりますが、現時点でお答えできる範囲でお答え願いたい。考え方としては、これまで感染者が確認されていない本町としましては、接種を急ぐというよりも、そういう接種の実績をじっくりと分析して、これを実践に生かしていく、そのほうが有利ではないでしょうか。

2点目は、接種を実施する医療機関及び医療体制についてでございますが、先ほど言ったように、今月に入って配布されましたので、説明がありました。さらに詳しい説明を求めます。

3点目は、接種会場とその会場の準備状況についてでございますが、これも詳しくお願いしたい。

それと4点目は、超低温保冷庫、それと注射器、そういった必要な準備について説明ということで、今月2日に先行接種するある病院で、ワクチン1,000回分が無駄になるという報道がございました。原因は、コンセントに複数の機器を接続し、冷凍庫の電力不足により温度が27度まで上がって無駄になったと。このようなミスを犯さないように、いろんな事例がこれから出てくると思っておりますので、そういったところをしっかりと見極めて実施に生かしてほしいと、そう思います。

5点目は副反応についてでございますが、町民について副反応についてどういうふうな説明するか、また接種直後も経過観察が必要とかいろいろそういったことも含めてですが、また基礎疾患のある人への説明、こういったものはどういうふうに対応していくか。

6点目は、これはいろんな報道で見えますと、いろんな症状が出るみたいなんですが、そんな深刻な状態になるケースは稀ではないかと思うんですが、これはゼロというわけで

はないので、あくまでも幾ら確率が低くてもあり得るということ的前提下、過剰な反応が出た場合の医療機関の対応はどのようにするか、また治療が必要になった場合に医療費の負担がどうなるか、そして後遺症ということがあるのかどうかはともかくとして、そういったことに対する補償をどのようにするという考え方で進めるのか。

そして7点目は訪問接種ですが、これは実施する考えはあるのかどうか、この辺。

以上で、全員協議会での説明と重複する部分も多くございますけども、町民への周知徹底という観点から、不安が解消されるような答弁を求めます。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部の答弁を求めます。大石町長、答弁。

○町長 藤崎議員のコロナワクチン接種についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、接種券の配布と接種実施の日程についてのご質問でございますが、4月26日より高齢者接種開始の事務連絡がされ、高齢者向けワクチン接種出荷に伴う意向調査が行われました。仁淀川町としては、高齢者が多いため、一日でも早く接種を開始し、2回接種が完了できるように回答し、早期のワクチン配布を要望しております。高齢者2回分のワクチン供給が確実にになりましたら、実施計画に沿って、最短6週間で高齢者向け接種を終える体制を整備し、実施する予定であります。

次に、接種を実施する医療機関及び医療体制についてのご質問でございますが、高齢者向け接種につきましては、町内4医療機関の医師と看護師のご協力を頂き、吾川、池川、仁淀の3地区に会場を設けて、集団接種を行う予定であります。基本的に、土曜、日曜に実施し、平日午後を予備日として準備をしております。

次に、接種会場は、またその準備状況についてのご質問でございますが、旧町村単位で3地区の学校体育館を予定しております。予防接種の実施に当たり、教育関係の機関等に通知もされており、町教育委員会との連携により、場所を確保して行う予定でございます。

次に、超低温保冷庫、注射器など必要な準備についてのご質問でございますが、超低温保冷庫ディープフリーザーについては、各自治体に最低1個は配布されます。停電による影響を考慮し、役場本庁舎に設置いたします。国からの通知では、3月中に届く予定であります。接種用注射器、注射針につきましては、ワクチンの配送に合わせて必要数が配送されます。ワクチン溶解用の注射器につきましても、追加で国より配布されることとなりました。そのほか、国から支給されるもの以外は、医師、看護師、業者も含めた協議を行い、必要物品の確保を進めております。

次に、副反応について、町民への説明をどのように行うかということでございますが、基礎疾患のある人への説明など対応についてのご質問ですが、ワクチン接種に向けては、まず接種券を対象者に順次郵送します。それに併せて、コロナワクチンの効果、副反応、接種不適応者、接種に注意を要する方などについて記載した説明文書を同封いたします。接種日程が確定した時点で、地区回覧や広報も活用して詳細をお知らせできるように準備しております。なお、3月4日時点で情報を全戸配布でお知らせいたしました。基礎疾患のある方については、65歳以上の高齢者の接種の次に実施する予定であります。今のところ、各自治体での対象者の把握は困難なため、予約時に本人から申告していただく流れとなっております。また、ワクチン接種に向けては、ご自分の病状や副反応への不安などから判断に迷う方も多いと思われまますので、接種までにかかりつけ医や医療機関に相談することもお願いしております。

次に、過剰な副反応が出た場合の医療機関の対応及び治療が必要になった場合の医療費負担は、そして後遺症に対する補償についてのご質問でございますが、接種会場での救急対応につきましては、重篤な副反応が見られた場合に応急治療ができるように、救急処置用品や薬剤を整備いたします。また、高吾北広域消防本部に協力要請し、接種会場には救急救命士が乗車する救急車が待機できる体制を整えていただきます。

予防接種法の規定に基づき、新型コロナワクチン接種による健康被害が生じた場合と労働大臣が認めた場合は、救済給付を行うこととなっております。本人や家族からの請求により、健康被害救済手続フローに従い、県、国へ答申し決定を行います。医療費、医療手当、障害児教育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料が支給されます。

次に、訪問接種は実施できるか、できるのであればその医療体制についてのご質問でございますが、高齢者施設入所者や在宅療養患者等につきましては、施設や在宅での巡回接種ができることとなっております。今後のワクチン供給と嘱託医や訪問医療医のご協力により、接種の体制が整い次第、実施できると考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。藤崎源彦君。

○9番 ワクチン接種後の経過観察について、全員協議会では保健福祉課から説明がありました。町民に向けてという意味で、もう一度詳しくそのことについて説明をしてほしいのと、あと、これも専門家によってもいろいろ議論されてるところですけども、ごく稀にアナフィラキシーショックが生じることがあるということで、これ10万人に1人とか、何

万人に1人とか、学者によっていろいろ説が違うので、どれが正しいかというのはなかなか統計的に最終的に見ないと分からないとは思いますが、それも万々が一に備えてということで、その備えはどのようになっているかということと、それと特に基礎疾患という言葉が頻繁に出てきます。このワクチン接種において、特に注視すべきというか、注意すべきというか、基礎疾患というものはどういうものか、もうちょっと具体的にお願いしたい。そしてまた、妊娠されている妊婦の方、そういった方に対してはどのような対応の仕方をするのか。そこを説明願います。

○議長 執行部、答弁。保健福祉課長、答弁。

○片岡保健福祉課長 藤崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

コロナワクチンの接種会場におきまして、いろいろ気がかりな方が発生しますと、その会場内に経過観察場所というところを設けております。そこにベッドを5台、今、構える予定にしています。そこに、保健師、そして近くには予診を行いました医師、そして救急救命士がおって、いろんなことに対応したいと思えます。

アナフィラキシーショックということでのご質問ですが、いろいろな反応が出るというようなことも言われております。ペニシリンが5,000分の1の確率で起きまして、コロナは20万分の1、そして一般のワクチンにしましては100万分の1の確率で、そういう頻度があると言われておりますので、アナフィラキシーショックに対しまして予診を行いました医師、そして救急救命士、気道確保を早急に行って、場合によれば救急搬送を高北病院のほうに行いたいと考えております。

基礎疾患のほうですが、まず、妊婦のほうなんですが、妊娠を考えている方や妊娠中の方、また授乳者の方、そして新型コロナウイルスに感染したある方に対しても、コロナワクチンは受けることができますということで、厚生労働省のホームページにも出ておりますが、詳しくはやっぱりかかりつけ医とかいろんな方に相談をしていただく必要があります。

基礎疾患の場合ですが、ワクチンを受けられないというような方がどのような方がおられるのかということで、まず明らかに発熱がある方、そして重い急性疾患にかかっている方、ワクチンの成分に対しアナフィラキシーなどの重度の過敏性既往歴のある方というようなことになっております。すみません。ちょっとお待ちください。

○議長 時間止めて。後で詳しく調べて報告していただくということによろしいですか。

はい、時間を戻してください。

藤崎議員、質問。

○9番 再々質問ですが、これ、ワクチン完了して後の話なんですけども、完了しても、感染のリスクは低下するということですが、今、一番話題になっているのは変異株ですね。これが非常に全国的に増えていると。これが感染力強いし、果たして今、何か分け方が従来型と変異株という分け方しているみたいなんですけど、今のワクチンというのは従来型を対象にしているということで、そのワクチンが変異型に効果があるかどうかというのが、これはちょっといろんな世界的な事例とかデータとか分析してという話になると思うんですけども、なかなかそういうこともあって、それにまた抗体自体も、これも専門家によっていろいろ意見分かれていますけど、1年もすればその効力が低下するんじゃないかというふうに言う方もいらっしゃいます。そういう様々な問題が残っておりますし、鎮静化しても、経済活動に関しては正常化というのはなかなか見通せないというのが現状ではないかと思うんですが、感染予防対策というのは、そういった経過を見ながら引き続いて同じレベルで個人個人がやっていかないかということだと思うんですが、町としては接種完了後の感染予防対策についてはどのように考えているか、また変わるところがあれば説明をお願いします。

○議長 ただいまの質問に対し、町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今、お話がございましたように、本当にこのはっきりした方向が見えないのが現在の状況でございます。特にそうした中で、この変異ウイルス、これが今朝のニュースなんか見ますと、24都府県へ広がっておるといようなことで、かなり今増えてきております。非常に感染力も強い、また変異型ウイルスによっては非常に重症度も高いと、こういうようなことも出ております。

そして、現在ワクチンの医療従事者の先行接種が始まっておりますが、これがどういう結果が出るかは、それもまだ具体的な状況も出ておりませんし、それがどれぐらい有効期間があるのか、これも非常に不確定要素があります。今後、その辺りが整理されてこようかと思っておりますし、またワクチンにしても、1つの小さな瓶があるわけですが、これで5回打てるとか、あるいは7回打てるとか、こういった状況も出てきておまして、非常に不確定要素があるわけでございますが、やはり今の医療従事者の先行接種が順調に進めば、そういった中でまたいろんな副作用についてもいろんな経過が出てくるのではないかと思っております。

ただ、今の状況を聞きますと、変異株に効くのか、あるいはどれぐらい有効性があるのか、これは非常に不確定要素があるようでございまして、今、藤崎議員からも質問がございましたように、ワクチンが全て行き渡ったとしても、やはり感染予防対策、これは避けて通れないだろうと思っております。それと、新しい生活様式の中で感染対策と社会経済活動、これは併せて両立していくような形は、私は当分の間は避けられないのではないかと思っております。そういったことで、町としても総力を挙げて対応していきたい、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 片岡保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 藤崎議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

インフルエンザの効力が3か月というような感じで言われておりますが、新型コロナウイルスのワクチンにつきましては4か月というような感じで載っております。ワクチンを接種しても、言ったらインフルエンザと同じで、コロナウイルスに感染しないかといったらそうではありません。で、やはり今までどおり、マスクの着用とか、手指の消毒とか、うがいとか、3密を避けるという行動は、皆さんに取っていただきたいとは考えております。

先ほどの基礎疾患の質問ですが、過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全がある方、そして心臓、腎臓、肝臓病、血液疾患、発育障害などの基礎疾患がある方、過去の予防接種で接種後2日以内に発熱やアレルギーが出た、症状が出た方、過去にけいれんを起こした方、ワクチンの成分に対しアレルギーを起こすおそれがある方、糖尿病の患者とかいろいろなものがございます。

先ほどは失礼しました。以上です。

○議長 そしたら、次行きますか。藤崎議員、2問目、質問を許します。

○9番 議長の許可を得ましたので、2問目の質問に入ります。

質問は、デジタル化推進についてでございます。政府はデジタル庁の設置法案を閣議決定して、9月発足の法案を国会に提出しております。デジタル化推進によって、マイナンバーの活用拡大、行政手続のオンライン化、地方自治体のシステム統一、標準化などを目指すものというふうに理解しております。国策としてデジタル化を推進し、また県も積極的に取り組んでいるというふうに受け止めております。デジタル化推進を、行政サービス向上や地域活性化につなげるにはどうすればよいか。また、現時点におけるデジタル化の取組と今後について。

1点目は、行政サービスのデジタル化の現状と今後についてでございますが、行政サービスのデジタル化を進めるに当たって最も重要なこと、これは利用者視点に立って、安全・安心、効率的で公平なサービスを提供するというふうなことではないかと考えますが、デジタル化によって手続の簡素化や迅速化、効率化が進められるものと思います。こういった形について、できるだけ具体的な答弁を求めます。

2点目は、役場業務のデジタル化の現状と今後についてということでございますが、デジタル化を進めるに当たっては多額な予算が必要になります。しかし、国、県が情報システムの標準化、統一化といったことを行い、また国策として法制化するとかいったことになれば、必然的に進めなければならないという状況だと思えます。これはお金の問題だけではなくて、職員のほうもこれに対応するだけの学習というか、習得することが必要にはなってくると思えます。そしてまた、町民への説明、どういったサービスが提供できるのかということも必要になってこようかと思えますので、そういった観点でお願いします。

3点目は、地域活性化に向けた取組ということで、インターネットの普及によって、本町も光の整備が進んでおりますが、観光、地場産業、地場産品、こういったもののPRや、また情報発信というようなものが、早くそしてまた広域にできるようになりました。こういったことから交流人口を増やして、これをまた地域活性化のほうにも生かしていくには、どういった施策が考えられるか、そういったことに関して答弁を求めます。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 藤崎議員のデジタル化の推進についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、行政サービスのデジタル化の現状と今後につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、行政のデジタル化の重要性がこれまで以上に高まっております。行政サービスのデジタル化の目的は、業務の効率化と質の高い住民サービスを提供することであり、本町では現在、マイナンバーカードを利用して住民票や印鑑証明書をコンビニ等で取得できるようになっております。

4月1日からは、新たにスマートフォン決済アプリを利用し、キャッシュレスによる納付ができるよう準備を進めており、支払いと収納の負担軽減に向け取り組んでおります。また、マイナンバーカードへの健康保険証や免許証の統合など、行政のデジタル化によって住民の方々がオンラインで手続ができるようになることなど、利便性向上の観点からも重要だと考えております。

今後、電子申請の鍵となるマイナンバーカードの普及を図り、住民生活の向上に努めた

いと考えております。

次に、役場業務のデジタル化の現状と今後につきましては、現在、各課において、それぞれ基幹業務としてのシステムを構築し、積算ミスなどを起こさないよう業務を行っております。また、地方自治体間で共有できるネットワークを構築し、住民の皆さんが異動する際に適正な事務処理が行えるようになっております。

本町では、さらなる行政のデジタル化を推進する上で、ペーパーレス化をテーマとして、紙資源の削減だけでなく、業務の効率化を目指しております。現在、ペーパーレス会議のシステムやタブレットの導入など、ペーパーレス化に向けた環境整備を進めており、紙文書をデータ化することで、テレワークやウェブ会議など、場所を選ばず仕事ができる環境を整備し、業務の効率化を図りたいと考えております。また、年度内に無料通信アプリLINEの公式アカウントを取得し、住民へ重要な情報などを可視化して伝達ができるよう整備を進めております。

なお、人工知能（AI）や作業の自動化（RPA）などの先端技術を活用し、これまで人の手で処理していた定期的な業務を自動処理するなど、業務の効率化等に向けた検討も行っておりたいと考えております。

ご質問の中にありました地方自治体のシステム統一・標準化につきましては、住民基本台帳や税業務等17業務について標準仕様を定め、2025年度までにその仕様に沿った新システムへの移行が目標として掲げられております。これにより、各自治体が個々にシステムを構築してきた状態が是正され、業務の効率化と負担軽減につながるものと期待しております。

次に、地域活性化に向けた取組につきましては、国においてマイナンバーカードの普及促進や地域の消費活性化を目的に、キャッシュレス決済サービスと連携したマイナポイント事業が展開されております。キャッシュレス決済は感染症対策にも有効であり、利用者も増加しておりますので、本町においても各店舗で利用できるよう協議をしてまいりたいと考えております。先ほども申し上げましたが、デジタル化の推進により、行政からの情報を多様な方法で住民の皆さんに伝達できるようにするなど、今後も国の動向に注視しながら、住民サービスの向上に努めたいと考えております。

なお、このデジタル化については、議員からもお話がございましたように、やはり職員も研修などを通じて、デジタル化に向けた取組に理解をしていかななくてはならない、このように思っておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長 再質問はございますか。藤崎源彦君。

○9番 今の説明の中でペーパーレス化という言葉が出てきました。今回の今議会で自分が配付された書類の枚数、予算書もあるのでちょっと多いんですけど、600枚ぐらいあります。それから考えると、年間3,000枚ぐらいは配付されて保管しているのかなど。私は、その書類、ほとんど保管してます。ですから、紙ですので非常に大量になっていまして、それでそれも全部分類して分かるようにはしているんですけども、もうさすがに収まり切れなくなって、それで去年から順次スキャナーでスキャンして、予算書以外のもので重要性の低いものは全部スキャンして、これ資源ごみで捨てるわけにはいかないんで、全部シュレッダーにかけて、シュレッダーにかけたごみというのは全部燃えるごみで出します。ということは、書類を作る側の印刷する労力、それと印刷費、インク代とか、これも結構な値段になります。それと紙代、それから最終的にごみの処分費という、こういう形で、紙でやると非常に無駄が出てくる。これをデータ化、できるだけするということは必然的なことだと、そういうふうに思います。

例えば、実例で言いますと、私は前、民間の会社にいたんですけども、相当前からペーパーレス化に取り組んでいまして、まず給料、給料は一切、各人に全部個別に振り分けられているデータがありますんで、それで入力して送信して会社から送ってくると、そうやって紙は一切使わないと。書類の承認、印鑑についても、一応、電子印というのは個人個人が登録して、電子印で必要なところはやっている。一切、紙をとにかく、できるだけペーパーレス化を進めるという形でやりました。

私もそういう環境に慣れてきているんで、正直言ってデータで欲しいんですけど、そういうわけにはいかない部分もございまして、自分でデータ化して保管しているということもございまして。

大量にそういった形で出てきたシュレッダーにかけたごみは、資源ごみというふうにはならないのかなという素朴な疑問もあります。それとあと、データ化によって全てがいいことばかりではないので、まずそのデータの管理の問題もありますし、消失すると、一気に消失してなくなってしまう、火事で焼けたような状態になる。セキュリティーの問題もあります。個人情報の漏えいということがございまして、ですが、メリットとしては先ほど言ったネットワークとか共有化、それと1つ心配なのは承認、今回の議会でも非常に残念なのは、差し替えがありました。ちゃんとチェック機能が働いているのかなど。私は民間にいましたんで、役所に出す提出物でミスでもあったら本当に信用を失う、もう最初っ

から疑ってかかれる、それぐらい慎重にやってきました。それから考えるとちょっと多過ぎるのではないかと、前にもその話が出ていましたけど、そういうチェック体制というものも、デジタル化してもちゃんとやっていかないとかなんかと思うんですよ。その辺について、総務課長の考え方をお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○議長 総務課長、答弁。

○片岡総務課長 藤崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、町長のほうからも話ありましたように、ペーパーレス化、デジタル化という部分を現在進めております。これにつきましては以前より話をしておりましたが、なかなか予算等もあり着手に至っていないところでしたが、今回、コロナ対策でありますとか、テレワークとかいう部分について、書類では役場の書類を自宅へ持って帰るとか、そういうことは全く現在させておりませんので、そういうことに対してもペーパーレス化で、役場のシステムの中にセキュリティーを介して入って、自宅で仕事ができる体制等を整えるというような形の中で、このペーパーレス化という部分が大きくなってきております。

藤崎議員のご質問のとおり、非常に多くの紙を使用します。役場の中では、各課等も合わせますとすごい量になります。それをまた紙で保管するにしても、大きな書庫が必要となっております。現庁舎にも移動書庫が2か所、この庁舎の中に入っております。まだ全部がいっぱいにはなっておりませんが、ほぼいっぱいになるような形になってきております。このようなものに対しましても、やっぱりペーパーレス化というのは今後行っていかなければならないというふうに思っておりますので、進めさせていただきたいと思っております。

ただ、ご指摘のありましたように、やっぱりセキュリティーという部分が問題になりますので、今回のこのペーパーレス化につきましては、セキュリティーポリシーの見直しであるとか、役場職員への研修であるとかいうのも併せて行うような形で、今後、使っていくという部分、ペーパーレス化してシステムにしていくという部分については、職員も考えながらやっていかなければならないというふうに思っております。

なお、議会に対しまして、議案書にしてもそうですし、今回の差し替えにしてもそうですが、チェック体制という部分については、話をしながらやってはおるところですが、なかなか目の届かないところもありまして、皆さんにご迷惑をおかけしておりますことには大変反省をしておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長 再々質問ございますか。藤崎源彦君。

先ほど藤崎さんの質問の中で、資源ごみにならないかという質問あったと思うんですが、そこを課長、どのように考えておられますか。

○片岡総務課長 すいません、資源ごみのお話ですが、ちょっと担当が違いますので、そういうお話をしたことも全くございませんので、申し訳ないんですが、ここで資源ごみになる、ならないというのはお答えできませんが、私もシュレッダーごみについては、できれば資源ごみというふうな形になればよいなという個人的な意見は持っております。

以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

以上で藤崎源彦君の質問を終了します。

次に、通告第2号、議席番号7番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○7番 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、3点について質問をいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方にお悔やみを申し上げます。

まず1点目は、新型コロナウイルスワクチン接種に関してでございますが、この件は、3月9日の全員協議会と同僚議員のきめ細かな質問がありましたので、ほとんどありませんが、0歳から64歳までのワクチン接種の時期はいつ頃になるかお聞きします。そして、65歳以上のワクチン接種の時期はいつになるか、住民に周知するためにお聞きしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石町長、答弁。

○町長 野村議員の町としてワクチンの接種の日程とスケジュールは確定しているのかというご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど藤崎議員のほうにも日程等についての説明をさせていただきましたが、4月26日より高齢者接種開始の事務連絡がされ、高齢者向けワクチン接種出荷に伴う意向調査が行われたところでございます。

仁淀川町としても高齢者が多いため、一日でも早く接種を開始し、2回接種が完了できるように回答し、早期のワクチン配分を要望してきておるところでございます。高齢者2回のワクチン供給が確実になりましたら、実施計画に沿って、最短6週間で高齢者向け接種を完了する体制を整備していく予定でございます。

また、接種をする場所でございますが、医療体制につきましては、池川、仁淀の中学校

の体育館、吾川につきましては旧吾川中学校の体育館を接種会場として予定しております。また、池川、仁淀も中学校の体育館を利用していくということでございますので、その3会場を予定しております。そして、町内4つの医療機関の医師と看護師のご協力も頂いて、集団接種を行う予定でございます。

先ほど0歳から全ての人の日程とかいうお話がありました。この点について分かれば、課長のほうから説明させていただきます。

○議長 質問にあった16歳から64歳までの年齢層の接種はいつになるかということについて、片岡保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 野村議員の質問にお答えさせていただきます。

まず接種につきましては、4月から医療従事者ということで、町長が説明しましたとおり、65歳以上は4月26日からというようなことで県から連絡は来ております。4月26日に1箱ということで、連絡が今のところ来てます。1箱で中に500入っております、言うたら1,000人分ということになります。この後の予定がありませんので、まずその1,000人分の、2回接種なので、500人分をまず接種を行うように予定はしております。

0歳から65歳ということなんですが、その年代についてはまだ想定ができておりませんが、このファイザー社のワクチンにつきましては16歳以上ということでファイザー社より連絡が、連絡というより厚生労働省で分かっておりますので、まず16歳以上65歳までというような判断で今、検討しておるところでございます。

以上です。

○議長 再質問はありますか。野村安夫君。

○7番 大体、時期としては夏場を想定してもいいですかね。

○議長 片岡保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 それに対して確実な答えが私のほうがまだ持ち合わせておりませんので、この場において発言は控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 再々質問はないですね。2点目、質問をお願いします。

○7番 2点目の質問をしたいと思っております。高知県農業協同組合池川支所は、大正時代に信用組合として発足し、昭和23年に池川農協になっております。協同組合となっております。100年以上続いているこの農協がなくなるということは、本当に残念でございます。町としてはできることはほとんどないと思っておりますが、何とか残してもらいたいと思っております。

本当に関与することはできないか、町長と副町長にお聞きしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 野村議員のJ A池川支所に関するご質問にお答えをさせていただきます。

J A高知県は、長引くマイナス金利の影響に加え、少子高齢化や過疎化等の地域課題が顕著であり、組織、事業の在り方を見直さなければならない時期が来ているとして、3か年経営計画の中で、J A高知県の支所、出張所の数を72から56に集約するとともに、124台あるATMのうち14台を廃止するとの方針を打ち出しておられます。

この計画の中で、仁淀川地区（仁淀川町、越知町、佐川町、日高村、いの町、土佐市）につきましては、支所、出張所を13から11に集約するとともに、36台あるATMのうち4台を廃止、削減するとの再編案が示されております。

J A仁淀川地区の運営委員会や管内各地区の運営委員会では、池川支所を吾川支所に、枝川出張所を伊野支所にそれぞれ集約するとともに、越知町、佐川町、いの町、土佐市、それぞれ1台ずつATMを廃止、削減するなどの具体的な計画が示されております。

池川支所につきましては、野村議員のご質問のとおり、今年度末をもって営農経済課を廃止し吾川支所に集約、来年度末には信用共済課も廃止し吾川支所に集約するとのスケジュールが示されております。なお、ATMは引き続き利用可能で、Aコープ池川も不採算ではあるものの、地域の状況を考慮し、従前どおり営業してもらえとのこととなります。

町として打つ手はないのかとのお尋ねでございますが、今回、再編の詳細をお伺いする以前の段階から、運営委員会等での十分な協議を経てご決定いただくよう、また最大限の配慮をお願い申し上げてきたところであります。池川支所の廃止につきましては、J Aの苦渋の決断であり、経営上の問題でもあり、無責任に再編案の撤回をお願いできるものではありませんが、日頃から窓口利用されてきた地域の皆様にとりましては、非常な不便を来するものであります。今後は、ATMの利用可能時間の拡大など、ATMの利便性の向上や信用共済課廃止後も、激変緩和対策に当たる人員を配置するなどの手だてを講じてもらえるよう、強力に要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。野村安夫君、再質問。

○7番 J Aは、役場の指定金融機関ではないですかね。そして、この池川の農協がなくなると、吾川の地区に入ってくるということですが、吾川へ入ってくると駐車場が非常に

ない、遠い。これ、非常に困るんですよ。今度、森林センターができると思いますが、そのとき駐車場は確保できますか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 野村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

我々も、JAさんにお話を聞いて非常にショックを受けているんですが、農協というのは地域にとっても重要な組織でございますので、できるだけ何とかいい形を考えていただきたいということで、それにはやっぱり地域の、先ほど申し上げましたように、運営委員会、組合員もおられるわけでございます。そういった意見は十分聞いて取り組んでいただきたいというお話を常にしております。確かに不便はあるわけですが、吾川支所になった場合に、やはり駐車場の問題も出ましたけれども、いろんな課題があると思っております。

そこら辺りも含めて、先ほども言いましたように、激減緩和するために人材を池川へ配置していただくとか、当面ですね。そういうような形もお願いもしてきておりますので、できるだけそういった形で、全てが吾川支所へ来るというようなことがないような形で対応できるように、今後お願いもしていきたいと思っております。あそこの農協の近くには役場の駐車場もあるわけでございますけれども、ふだんでもいっぱいでございますから、なかなかそれを充てるというわけにはいきませんので、そこら辺も含めて、また私のほうからもお願いしておきたいと思っております。

○議長 再々質問はございますか。次、3点目、野村安夫君。

○7番 3点目は、12月の議会でも質問いたしました国道439号線から494号線につながるバイパス橋、バイパス道路に関して、まず令和3年度の予算計画の中に、橋を架ける場所の選定調査費用を拠出、捻出できないか。また、この件に関しては、旧池川町の頃より何十年間も継続して審議していますが、前に向かって進展の兆しが見えない。前向きな方針を示してもらいたいんですが、具体的には国道439号線より池川地区に橋を架ける場所の選定調査に対し、必要経費はどのくらいかかるか。私なりに悪い頭で考えてみますと、国道439号から家古屋地区は高低差が何mもあり、橋を架けれる場所、調査する場所が限定されるので、調査費用は少なく済むと思われれます。仁淀川町の予算でも何とかなると思うのですが、一步の前進をお願いして1回目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 野村議員の国道439号から494号線のバイパスのいろいろ要望のお願いがあったわ

けでございますが、この494号は本当に仁淀川町にとっても大変重要な路線でございます。国道33号の補完的な道路でございますが、やはり沿線地域におきましては、本当に住民の暮らしを守る、あるいは地域の振興していく上での大変重要な幹線道路でございますし、また特にあの路線は、観光面、観光振興をしていく上でも大変重要な路線でございます。また、33号線の補完的な道路であって、こちらが通れないときにはあちらを通るとかいうような形で、非常に重要な路線であって、このことについては、494号整備促進協議会を中心に、県、国にも常にこれは申し上げておるところでございます。

その中で、特に早期整備をお願いしてるんですけども、特に439号から分かれての市街地周辺、この辺りが非常に大型車両も通らないような状況で、この早期整備をお願いしているわけですが、現在、大西工区、そして下流の下土居に向けて、今、工区設定していただいて、一定、整備は進んではおりますけども、予算の配分等がなかなか来ないものから、思うような整備が進んでないのが状況でございますが、我々としても、早くこの439号から494号に向けてスムーズな形で通行できるような道路整備が進むことを強く願っておりますし、今後も強く要望していく予定でございますけれども、今言われたルートを決めるについても、県のほうにもこれまでもお願いをして、まず地元の協議会もできておりますので、そういうところと勉強会をして、一定のルートを早く決めていただきたいということをお願いもしております。

ちょうどコロナ禍の中で、なかなか地元との思うような話合いができないような状況にございますけれども、これについても早く地元へのそういった勉強会をして、やはり早く1つのルートを決めていく、そうしないとなかなか次へ進まないわけでございますので、そういった中で一定のルートが決定すれば、その橋の測量設計調査委託、そういったものも進んでこようかと思っておりますが、まずはルートを決めたい。このことは、私も常にお願いをしております。今後もそういう方向で進めていきたいと思っておりますが、道路予算が少ない中で、なかなかすぐという形にはなりません。現在、国道494号は、須崎から佐川の吾桑バイパス、これを今やっておりますが、それを早期に整備していただいて、その予算を早く奥へ回していただくというようなことも併せてお願いしております。

いずれにしても、今後、県、国に対しては、引き続き強く要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長 再質問はございますか。野村安夫君。

○7番 今、全国、市町村かかわりませず、いろんな事業、催物が縮小されております。

その中で、予算がないということはないと思います。絶対あります。これは僕、断言できます。それを少し生かしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長 答弁要りますか。大石町長、答弁。

○町長 野村議員の再質問にお答えしたいと思います。

予算がないことはないと思っています。いかにその配分をしていただくかですが、高知県も今もう8の字を始めて、仁淀川町としても国道33号、国道439号、494号、県道も安居溪谷、中津公園線、伊野仁淀線とありますが、本当に、その道路整備、今見て、もう皆様もご存じのように、非常に未整備区間が多いです。これらの早期整備を併せて、全てお願いしておるわけです。ただ一挙にという形にはいきませんが、やはりそういった形の早期整備に向けては、引き続き要望してまいりたいと思っておりますので、また議会のほうも、この整備促進同盟会に加わっていただいておりますので、一緒になってこれから要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 再々質問ありますか。

○7番 ありません。

○議長 以上で野村安夫君の質問を終了します。

暫時休憩にします。11時20分に再開をします。

午前11時04分 休憩

午前11時19分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。通告第3号、議席番号5番、大野弘君の質問を許可します。大野弘君。

○5番 通告3号、議席番号5番、大野です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、先月の2月9日未明に発生した別枝地区の住宅火災において、高齢者が犠牲となりました。過疎高齢化地域における本当に悲惨な火災であったと思います。亡くなられた方に心よりお悔やみを申し上げます。

このことを踏まえまして、高齢化対策について質問をさせていただきます。

本町は、過疎、高齢化が進み、1月末現在で高齢化率が55%と聞いております。このことから、本町はほとんどの地区が限界集落であり、集落の維持や空き家等も増加し、本

当に厳しい状況となっております。この状況は今後も続き、高齢化もますます進むものと思われま。そこで、町内の高齢化の現状について、2点ほどお聞きします。

まず1点目として、町内に80歳以上の方は何人いるのか。また、そのうち独居世帯は何戸あるのかお伺いします。

2点目としまして、町は独居世帯や高齢者に対しての取組状況及び介護事業所との連携はどのように行っているのかお伺いをします。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 大野議員の町内80歳以上の方は何人いるのか、またそのうちで独居世帯は何戸あるのかというご質問にお答えをさせていただきます。

令和3年2月末現在、町内の80歳以上の方は1,333人、そのうち独居の世帯は680戸となっております。

次に、独居世帯や高齢者に対して、町としての取組状況及び介護事業所との連携はどのように行っているのかという質問でございますが、独居世帯や高齢者につきましては、可能な限り住み慣れた自宅で過ごしたいといった方が多いと思われま。一方、病気やけが、また加齢による体力低下等を招いた方については、家族や親類、近所の方が心配をされ、役場や介護事業所への相談から老人ホームや高齢者支援ハウス等の施設への入所、また医療機関への入院につながるといったケースがあります。

そういった状況の中、見守りやサービスの提供の必要はありますが、自宅での生活を希望される方については、ヘルパーの訪問や配食サービスによる弁当の配布によって、栄養改善とか見守りもしておりますし、また緊急時に早急に対応するための緊急通報装置の設置の奨励、巡回訪問員の派遣による生活実態の調査及びそれによって得られた情報や課題等を役場及び介護事業所とで共有するなど、高齢者や独居世帯の方が安心して、少しでも長く住み慣れた自宅で生活を送ることができるよう、取り組んでおります。

○議長 再質問はございますか。大野弘君。

○5番 80歳以上が1,333人、そのうち独居老人の世帯が680戸と聞きました。そして、いろいろな事業も行っていただいております。この高齢者や独居老人の世帯には、町の包括支援の方も、そして訪問等を行うとともに介護事業所等、連携をしながら状況に応じ対応しているとのこと。しかしながら、高齢化が進む中、全ての方は安心して生活できる状況ではないと思いま。

特に、山間の集落で生活している方は、例えば通院や買物に行きたいけれども交通手段

がない、会話をする機会が少ない、そして鳥獣被害によって作物が食い荒らされるといった大変厳しい実態もございます。先ほども町長のほうからも言いましたが、年を取るほど生まれ育ったところから離れたくないといった傾向があります。こういった状況から、ますます地域の見守りや介護事業所の役割が重要になってくると考えます。

そこで、町には、地域担当職員と、職員を配し、月に1度、区長宅に文書などの配布を行っていると思います。この職員が高齢者世帯への声かけを行ってはどうか、再度お伺いをいたします。

○議長 ただいまの質問に対し、古味企画課長、答弁。

○古味企画課長 ただいまの大野議員の再質問にお答えさせていただきます。

地域担当職員の業務については、去年9月議会でも西森議員さんからも今後の活動についてというような質問もあり、過去にも3回ほど出ております。令和2年度につきましては、上半期の反省会等、班長会を10月、それから下半期を先週、班長会を行いました。議題の中では、今後の地域担当職員の活動に対して、改善、またどのように方向性をしていこうかというようなことを10月から投げかけて、今回、話合いを持ったんですが、まず1点としましては、今までは行政区ごとの区長宅への配布をしておりましたが、それも変えていこうというようなことで試みております。また、区長宅への月1度か2度の配布のほかに、何か地域へ入ってできないかということで、日々の業務もある中の活動となりますので、過去にも平成18年でしたか、合併後に地域担当職員制度が立ち上がり、各地域を訪問して各戸に声がけというようなことも行っていましたが、住民の方にはそれを拒否するというか、迷惑がられる方もおられたようです。それで、今回案として出てますのは、その区長便以外のときに地域に取りあえず入って、お声がけというよりは地域の状況、それから地域の畑の状況、いろんな視覚、感覚で捉えてみてはどうかというような意見も出まして、4月の新たな班編成のときには、そういう試み、班自体での試みを実践していくようなことも考えております。大野議員がおっしゃられるように、地域へ入って独居の方の見守り確認等も必要かと思いますが、日々の業務等もございますので、できる限り地区へ訪問し、その状況でいろいろ把握したことなどは、先ほど申したように、担当課のほうの巡回訪問員等にも連携を取りながら状況等の把握について共有していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 再々質問、大野弘君。

○5番 前向きな答弁、本当にありがとうございます。地域担当職員は何班、10班ぐらいあるんかね、3つですか。それぞれ独居の世帯が680戸ということでございます。その中には職員が、半数以上の方が地域担当職員として回っていると思います。それを割れば大した戸数じゃないと思います。そういうところへ、「元気かね」というような声をかけるばあでも全然違うと思います。そういうことをぜひ積極的に行っていただきたいと。また、包括支援の方もおいでます。そういう方と連携を取りながら回っていただいて、何かあればそういう介護事業所に連絡すると、そういうことも可能だと思いますので、ぜひお願いをしたいと。それで、今後とも高齢者福祉に積極的に取り組み、町民が安心して暮らせるまちづくりをお願いして、私の質問を終わります。再度、答弁を。

○議長 執行部、答弁。古味企画課長。

○古味企画課長 大野議員の再々質問にお答えさせていただきます。貴重なご意見をありがとうございます。異動発表後、4月新たな班体制となりましたら、今のご意見を踏まえまして、活動の1つの提案として検討して、前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長 片岡保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 大野弘議員の質問にお答えさせていただきます。

包括支援センターとの協力ということで、今、ケアマネの連絡会というのを本庁で2か月に1回、そして大崎診療所の連絡会月1回、西村医院との連絡会を2か月に1回、そして介護事業所との連絡会を2か月に1回実施をして、気がかりな高齢者の情報共有を行い、支援につなげております。

仁淀川町の高齢化率は、ご指摘のとおり55%ということであります。心配な独居の高齢者、身体介護が必要な高齢者、認知症、アルコール依存症とか虐待、金銭的虐待とか、いろいろな気がかりな高齢者がおります。それぞれの状況に沿ったサービスが提供できるように、医師及び介護事業所と連携を取りまして、仁淀川町ならではの福祉の向上を図る。ただ、これといった完璧な答えがあるわけではございません。これは、どこの町でも同じだと思います。知恵を出し合いながら、少しでも長く住み慣れた自宅で過ごせるよう、今後においても地域における見守り等を重視していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長 次、2問目、行きますか。大野弘君。

○5番 それでは、2点目の観光対策について質問をします。

コロナ禍において、今年度は各種イベントの縮小や中止、そして本町で最も盛大に行われるはずの秋葉まつりも、地元関係者だけで厳かに行われております。観光事業は、大変厳しい状況であったと思います。こういった中、密を避け、自然体験型のレジャー施設などの利用者が増加しているとの報道もされております。町内にも、そういった施設も多くあると思います。

そこで、本町の観光地の現状は、また観光推進はどのように行っているのかお伺いをします。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 大野議員の観光対策についてお答えをさせていただきます。

昨年3月上旬に県内での感染が確認され、自粛要請によりまして、桜、ハナモモ等の花見客の減少が見られ、その後4月16日から5月下旬までの宿泊施設や飲食部門の休業、キャンプ場の閉鎖等により、ゴールデンウィーク中も人影はまばらでございました。休業要請解除後、徐々に持ち直し、7月中旬からのG o T oトラベル開始後は、前年を上回る来客もあり、特にキャンプ場は連日多くの方が利用されており、また今年から、宮崎の河原では、クリアポートSUPに800人ほどの方が体験をされました。しかしながら、12月からの感染者数の再拡大により、年末年始の来客数は減少しております。

観光推進につきましては、各観光施設での感染対策を講じ、来客者の安全・安心を図るよう、自動手洗い機の設置などもしております。また、観光協会、仁淀ブルー観光協議会との連携を図りながら、動画配信など、ネット上での観光PRもしていきたいと考えております。

○議長 再質問はございますか。大野弘君。

○5番 どうもありがとうございました。現在の状況では、コロナ感染が心配なところもございます。今できることをしっかり行い、今後とも町のPRをし、観光地が活気づくよう頑張ってください。ことを切にお願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長 答弁はよろしいですね。

一言言うてほしいですか。大石町長、答弁。

○町長 大野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

我々も、やはり地域の活性化をしていく上で、観光振興は非常に大事な取組だと思っております。ただ、コロナのほうが、ワクチン接種も始まりましたが、なかなか先が見

えない状況もございますし、また変異ウイルスというようなのも広がってきております。四国でも愛媛県では出てきておりますし、全国では半数の都道府県がこの変異ウイルスに見舞われております。それがどういう状況になるか、非常に先が見えにくい状況でございますけれども、一番この3月、これから花見シーズン迎えるわけでございますが、この時期は非常に人の動きが出てくる時期でもあると思っております。ゴールデンウィークにかけて、非常に注意をしなければならぬ時期であります。感染予防対策をしっかりと取り組みながら、できる限りの対応をしていきたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、仁淀ブルー観光協議会、そういったところと本町の観光協会とも連携をしながら、しっかり前向きな取組をしていきたいと思っております。非常に先の見えない状況の中で大変だと思っておりますが、やはりPR、これが非常に大事だと思っておりますので、そういう点に当面は置いていく、併せて取り組んでいきたいと思っております。

○議長 以上で、大野弘君の質問を終わります。

通告第4号、議席番号4番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○4番 議長の許可を頂きましたので、通告第4号、議席番号4番、片岡智準、2点ほど質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、コロナ感染で亡くなられた皆様方のご冥福とお悔やみをまず申し上げます。

まず1点目の質問は、コロナ禍における令和3年度の住民支援についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルスについて、ワクチン接種が始まり、少しは明るい兆しが見えてきました。しかし、完全に鎮静化したわけではなく、依然としてコロナ対策は継続しており、行政として取り組むべき課題はまだまだあると思います。中でも、飲食店を中心とした事業者に対しては、1軒の閉店もさせない手だて、支援が必要と考えます。そのために、令和3年度予算に支援対策費を計上するなど、支援策が予定されているものと思います。令和3年度のその対策について、お答えをまずいただきたいなと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 片岡智準議員のコロナ禍における令和3年度の住民支援についてのご質問にお答えをさせていただきます。

行政報告でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた町内飲食店などに対しまして仁淀川町が実施した支援策は、県が事業主体で実施した休業等の要

請に応じていただいた飲食店などに支給する高知県休業等要請協力金の負担金や、県休業等要請協力金の対象とならない飲食店などへの町独自の支援、仁淀川町休業等協力金の支給。町内での消費喚起並びに住民生活支援として地域流通商品券交付事業、町内の法人、個人事業者を対象に地域経済対策支援金交付事業、町内の宿泊業、飲食業、小売業、生活関連サービス業などを営む事業者に対しまして、空気清浄機や衛生関係消耗品などの購入費を支援する新しい生活様式導入支援事業を実施しております。直近では、12月から1月の第3波感染拡大を受けて、高知県が12月16日から本年1月11日の間、県内飲食店等に対しまして営業時間短縮要請が発せられたときも、仁淀川町独自に仁淀川町飲食店等緊急支援事業により、対象事業者に支援金の支給を実施いたしました。

令和3年度につきましては、町内の法人、個人事業者対象に、仁淀川町事業者経営支援金交付事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3次補正の計画に計上するよう検討しております。

○議長 再質問はございますか。片岡智準君。

○4番 ただいま町長から、コロナ対策に対する令和2年度のいわゆる支援策、いろいろ聞かせていただきまして、令和2年度はある意味では完璧に対応していただいたなというように思います。私が聞いているのは、令和2年度にこれだけやったけども、令和3年度に新たにこれだけのことをしていただけたら何の文句もないわけなんですけども、令和3年度のこの本年度予算を見せていただいたときに、今、今年明確に書かれているのは、中小企業者等経営支援事業補助金127万円が商工会に渡されて、それが各事業者にまた何らかの形で配布される、それ以外に1つも対策費らしきものが見当たりません。これでは、コロナがまさに終息したという印象です。違います。コロナはこれからが第4波が来るかどうかは分かりませんが、変異ウイルスが徐々に徐々に広がってくるのではないかなというのが、私の個人的な見解です。変異ウイルスについては、今、大阪を中心にとということなんですけども、これは東京なんかは多いから、変異ウイルスをあまり調査がされていないのではないかなというような推測を私はしております。けど、コロナウイルスのこの感染の仕方が、従来のコロナと違ってまだ詳しく分かっておりません。インフルエンザと同等の感染をするものか、つまり空気感染をするのか。しかし、それすら分かってない変異ウイルスの株に対するこの令和3年度の危機管理、これはいち早く仁淀川町は取り組んでほしいと思って、私はこの質問をいたしました。

恐らく、終息というのは、ワクチンが打たれても完全にするという事はないと思いま

す。となれば、いわゆる懇親会の中止とか、あるいは歓送迎会の中止、それから各地域での祭礼や行事の中止、先ほども話が出ておりましたが、お花見の時期になって、しかしそれすら、行かれるのは行かれますでしょうけども、経済的効果を伴わない、ただ個人が行かれて花見をし、「ああ、きれいだったなあ」で帰ってき、何の経済的効果も生まない、そういった花見はあるでしょうけども、それ以上の効果のある花見がないと思います。G o T oもまだ明確に実施されるかどうかはまだ分かっておりません。かなりの飲食店、特に飲食店関係には厳しい影響がこの令和3年度にも続くもんだと、そう思うのはごく普通ではないかなというふうに私は思います。

つまり、その対策がふんだんに盛り込まれておれば、「仁淀川町は令和3年度予算にもこれだけの対策をするんだな」と、「これはまさに危機管理があるな」という印象を受けると思うんですけれども、その対策費が計上されていなければ、やはり危機管理が低いと言われても仕方がないのではないかなというように私は思います。これを準備しておいて、使わなかったら使わなくていいわけなんですけども、それはありがたいことなんですけども、しかし準備をしたにこしたことはないし、準備をすることは他の町に対するアピールでもあり、次の問題とも絡んでくるんですけども、「仁淀川町って、しっかり対策ができている町なんだな」という印象を対外的にも与えるのではないかなというように思います。

そういった意味で、令和3年度における飲食店、飲食店ばかりではないんです、ほかの事業、観光事業者なんか見ても同じですけども、そういう各事業者に対しての心配りのある予算を組んでほしかったなというように思います。それに対して、町長、一言お願いします。

○議長 片岡副町長、答弁。

○副町長 ただいまの片岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

事業者の支援ということが令和3年度当初予算に計上されてないということでございますけれども、先ほど町長から申しましたように、2年度につきましては多岐にわたる支援事業を展開してまいりました。そこで今後も、議員がおっしゃるように、ウイルスの影響は続くものと考えられております。そこで、今、事業者の皆様方、個人事業者の方々、確定申告をされておると思いますが、そして多くの法人事業者は3月決算期を迎えるところでございます。我々はこれまでに、県、国それぞれ支援もしてまいりました。それがどのように決算に影響しているかというか、効き目があったかということも見極めながら、前

回の議会で片岡議員からご指摘いただいたんですけども、単純にいわゆる前期前年との売上比で3割減ったから出すだけでは不公平も生じるということも鑑みながら、決算の状況を見極めた上で、公平な支援対策、事業継続のための支援をしてまいりたいという考えに基づきまして、でき得れば6月補正予算への計上を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 再々質問は、片岡智準君。

○4番 先ほど、町長の答弁の中にも、第3次の補正はされるということを知り、ちょっとだけ安心はしているんですけども、やはり当初予算の中にある程度組み込んでおれば、アピール度も違うし、皆の町民に与える印象も違うし、「引き続き、今年もこれが目玉になっているんだな」という印象を受けます。しかし、初めからこの中にずっと見せていただいてもなければ、やはり若干の不安もあるし、もしあったときにはどうされるんかな的な、確かに今日のこの議会で、町長、今ただいま副町長のほうからも、確かに確定申告の時期で、それを見極めた上での対象というたらより具体性が増してくるし、いいことであると思います。ぜひ、それを踏まえた上で、次期の6月の予算には完全に組んでいただくという形で実施し、1軒の閉店をする店もないように。やはり店が1軒潰れるというのは、個人の家で人がいなくなっただけではなくて、店の灯が消えるというのは非常に寂しいもので、そこら辺りをきちっと再度お願いいたしまして、1問目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、大石町長、答弁。

○町長 片岡智準議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど副町長のほうから答弁させていただきました。国の3次補正、これは本当に1月の末頃に決まってきたんですが、本町への割当てが来たのはこの議会前ということで、なかなか十分な詰めができていなく、今回提案していただいたのは本当に早急に対応しなくちゃならんものを限ってやっております、大半が来年度の補正予算で対応していこうということで、中身を今現在詰めております。事業者支援も当然のことですが、感染対策に向けて、必要な事業については十分対応しながら進めてまいりたいと思っておりますが、特に先ほども話がありました事業者については、やはりこれ決算時期ですから、そういう状況も見ながら、どういう支援がいいのかということで、引き続き対応してまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解を頂きたいと思っております。

○議長 片岡智準議員、2点目。もう2点目に進ませてください。引き続きやりますん

で。片岡智準君。

○4番 それでは2点目の質問をさせていただきます。

2点目は、町営住宅内リフォームの事前の準備計画についてということでお伺いいたします。

町内に設置されている住宅の大半が、経年劣化が進み、また建設当時の造りから、床板部への防音、保温効果などのない建物になっているのではないかなというふうに思います。今後、内装リフォームに際しては、補修箇所限定することなく、事前に見積り計画などを作成し、一律的に工事が着手できるよう準備しておいてはどうか。特に、林業研修生が、今年、既に7人ほどが来るように聞いております。給料は15万円、手取りにしたら12万円、家族のおられる方が生活できるお金ではありませんが、せめて仁淀川町で今後住んで、林業研修に精を出したいという若者なんか、家が新しく住みやすいということはすばらしい環境じゃないかなというふうに思います。それを踏まえまして、ご答弁をお願いいたします。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、大石町長、答弁。

○町長 片岡智準議員の町営住宅の内装リフォームの事前準備計画について質問ございました。お答えをさせていただきます。

本町には、町営住宅、町立住宅、特定賃貸住宅など212戸の公営住宅がございます。それらの住宅の中には、築後49年を経過し老朽化が著しく、入居の募集を停止しているような住宅もございます。本町の公営住宅のうち、昭和52年から昭和62年にかけて建築された築後30年以上経過した未改修の住宅が94戸あり、これらの物件に関しましては、議員のご指摘のとおり、一様に時代の流れに伴い老朽化が著しく、退去時には相応の修繕が必要となってきております。

このような状況でございますので、令和3年度当初予算には、退去時の通常修繕、畳の表替え、ふすまの張替え、損耗箇所の修繕とは違った形で、年間2戸を目途に抜本的なリフォームを行うための予算を計上させていただいております。

今回、片岡議員より貴重なご提案も頂きました。今後、団地ごとの老朽化なども考慮し、専門家の意見なども参考にしながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

人口減少、少子高齢化が進行する本町においても、公営住宅法の目的にもありますように、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした公営住宅の確保は、地方公共団体の使命でもございます。財政上のバランスを図りながら、効率的で効果的な改

修事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員のほうから、移住者に対する住宅の提供もございました。これにつきましても、民間の空き家の活用ということでやっておりまして、これらについても一定改修をして環境を整えて、そういった方に住んでいただくというような取組もしております。

今後とも、そういった形で、また移住者向けの住宅等についても確保して、移住者が増えていくような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

○議長 再質問はございますか。片岡智準君。

○4番 町長から、町内の老朽化したかなりの住宅があるように、ただいま答弁いただきました。そして、やはり従来の畳替えとか、いわゆる形式的なものではなくて、やはりリフォームするというぐらいのレベルに持っていった形で、今回、今後はやっていきたいということでございます。確かに、ぜひやっていただきたい。私もテレビの番組の中で、ビフォーアフターという番組を見ておりますが、あそこまではしなくてもいいと思いますけれども、やはり少なくとも見た目に、中だけをやるんやったらそんな金額は要らずにできるような気もいたします。やはり入ったときに、「うわっ、古くさっ」というそのイメージは、少なくともないようなぐらいのことをやっていただきたいし、町内の工事を進めるに当たっては、なるべく、どれだけ大工さんが忙しいか私も知りませんが、その大工さんが事前にある程度期間が1人でもできるぐらいの余裕を持たしてある程度やっておれば、さほど大きく大々的にしなくても、入ったときに古くささを感じるというのは一番駄目です。私もいろんなところへ家を転々としてきましたから経験がありますけれども、古くさいというイメージを持ったら、もう長いこと住む気がしません。やはり、一日でも長いこと、「この場所やったらいいな」というイメージを持つような業務を進めていただきたいなというように思います。そこら辺りを、最後に一言だけでも言っていただけますか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 片岡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今、お話がございましたように、やはり住宅の環境を整えていくことは大事なことだと思っております。ご存じのように、住宅に入居されておるわけでございますが、入居者がおる間はなかなか思い切った改修ができにくいわけです。1回、仁淀地区の住宅につきましては、順番に引っ越しをしながらやった経緯もありますけど、なかなか大変な状況になりますので、現在も退去された後を、できるだけそういった形で、順次、改修できるとこ

ろをしていきたいと、このように思っておりますし、今年、崎ノ山住宅でしたか、につきましては、これもトイレの問題もありまして、これも改修しなくちゃならない。そういった計画もされておりますので、順次できるところから鋭意、環境を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長 再々質問、片岡智準君。

○4番 確かに、入居されているところを出ていってもろてというのは、なかなかありませんけども、一定のご意見、入居者のご意見なども聞いていただいて、仮住まいが段取りがつくようなめどがあれば、一応ご提案し、ちょっとでも希望の光を持てるように、入居者が、かなり恐らく古いところがあって、私もあるところへ行ったら床がもう動いてるんですよ。これでもまだ住んでます。しかし、そういうところがほかにもあるのではないかなというように思えますので、やはりそういうところの方は、若干、別の仮住まいをしていただいてリフォームをするというようなことも、入居者にご意見を聞くという機会も1つは必要じゃないかなというふうに思えますし、そういうことを、町民課長、一遍、聞いていただけますか。

○議長 津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 片岡智準議員の再々質問にお答えします。

本町の住宅は、先ほど町長が申しましたように非常に老朽化が進んでおりまして、退去されたときに、崎ノ山住宅にしてみても水洗化ができてないなど、それと非常に、昭和50年当時の住宅様式と申しますか、和室が多くて、また入居されている方の生活様式も、畳を使わずに立ったり座ったりと椅子を使つての生活もあって、ご不便をおかけしているというのは、実際、その部屋の状況を見ても感じられる部分がございます。

町長が先ほど申しましたように、3年度の取組を行うに当たっては、建築事業者の方に提案を頂いて、今の生活様式に合ったリフォームができるよう考えてまいりたいと思っております。また、住民の方もご意見を聞かせていただくということは非常に大事なことで考えておりますので、そういったご意見も参考にしながら、今後の改修事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。以上で、片岡智準君の質問を終了します。

暫時休憩します。午後の再開は1時10分、13時10分からにしたいと思えますので、よろしく願います。

午後 0時05分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告第5号、議席番号2番、西森常晴君の質問を許可します。西森常晴君。

○2番 先月17日、高知自動車道、高知南国道路全線15kmが開通しました。1990年の事業化から30年、着工から20年を経て、総事業費1,740億円を投じての事業でありました。これで、高知龍馬空港、高知新港から伊野インターチェンジまでが1本の道でつながりました。伊野インターから高知西バイパス、工事中の波川までも、今年の秋には完成の予定であります。今まで以上に仁淀ブルーへの来客が増え、安居公園線の混雑が予測されます。現在の、林道成川檜山線を川内谷まで延長できないか。地形的な不備があつてできないとするならば、その代案を執行部は考えているかお伺いをいたします。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 西森議員の県道安居公園線の混雑解消への提言ということで、ご質問がございました。お答えをさせていただきます。

安居溪谷の昨年の紅葉時期には、4,000台を超える車が訪れ、今後も増加する可能性があります。ご質問の林道成川檜山線を川内谷まで延長してはどうかということでございますが、平成30年12月議会でも質問がありましてお答えをしておりますが、川内谷地区から安居土居地区にかけての周辺地域は、西森議員もご承知のように、非常に地形が急峻で、非常に劣悪な地形でございます。そういった中で道路を新設するにしても、ルートが限られ、膨大な費用と多くの時間を要するものと考えております。また、事業化に際しましては、土地所有者、あるいは地元関係者のご協力も必要でございますけれども、それと同時にやはり単独事業でできるような事業ではございませんし、また一般車両が通るとなりますと、やはり規格道路、こういったものに沿って、規格に沿って道路整備をしていかななくてはならないということで、相当の事業費も要るわけでございますが、やはりこれを国の事業なりで採択していただくとなると、利用区域、あるいは費用対効果、こういった面でなかなか厳しい面があるのではないかと考えておりますし、先ほど申し上げましたように、今の予算の状況を見ると、仮に採択になってやれたとしても、なかなか長い年月がかかるのではないかと、このようには思っております。

そういったこともあつて、現在、県道の早期整備についてお願いをしております、現

在、宮ヶ平地区で改良工事に着手をしていただいております。改良工事を進めているところではありますが、あと二、三年で完成するというふうにも言われておりまして、切れ目なく次の工区に着手できるよう関係機関に強く要望してまいりたい、このように考えております。

特に、本町も安居溪谷、中津溪谷、非常に入込み客がシーズンは集中しておるわけでございますが、非常に混雑しているわけでございますが、先ほどもお話がございましたように、高知南国道路、また西バイパスが今年の秋頃に開通すると、こうなりますと入込み客もかなり増えてくるんじゃないかと思っております。コロナの関係もありますが、そういった状況も見ながら対応していかなくちゃならないわけでございますが、現在は安居公園線、また中津公園線においても、ガードマンを配置するなりして、それなりの対応をしておるわけでございますけれども、なかなかそれだけでは対応し切れない状況もございますが、一番の問題は、迂回路、あるいは道路の整備も必要でありますけれども、一番課題に上がっているのは駐車場の確保です。この両方とも非常に地形的なものもありまして、なかなか駐車場が確保しにくい。今までの状況を見ますと、やっぱり300台、500台というような、本当にまとまった駐車場がないと対応し切れない状況もございます。そういった中で、県とも話を進める中で、シャトルバスを運行してはどうかというようなご意見も頂きました。しかし、そうなりますと、川内谷周辺でやはりそれなりの駐車場を確保していかなくてはならん、これも大きな課題でございます。そういった中で、シャトルバスの運行ができないかとかいうような提案もありましたけれども、現段階ではなかなか厳しい状況にございまして、そういった中で我々としても県道安居公園線を何とかして早期に整備をしていただく、今後とも県に対して強く要望していきたい、このように考えておりますので、ひとつよろしくご理解を頂きたいと思っております。

○議長 再質問、西森常晴君。

○2番 仁淀川町は、岩屋川、長者川、中津川、安居川、そして土居川と、世界に誇れる新緑や紅葉に映える美しい溪谷を持っています。仁淀ブルーでの来訪者は、国内はもとより、高知新港への豪華客船により、海外からも十分に来訪者が予測されます。前段で申し上げました南国道路の事業化に向けては、高知県は県民が一体となって、国に対して事業化の運動を起こしました。今、町長から費用対効果の発言がありましたが、たとえ1軒でも安居溪谷に周辺に町民がいれば、費用対効果ではなくて、その1人の町民の命を守るためにも、この混雑は解消しなければなりません。今まで以上に、町が単なる一本道じゃな

くて、世界から来られた皆さんが満足を持って、仁淀川町のイメージをよく持って帰ってこられる、そういう動きをしなければならないと思います。ぜひその意欲をお聞かせください。

○議長 ただいまの質問に対し、町長、答弁。

○町長 西森常晴議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員から質問がありましたが、私も気持ちは同じ思いを持っております。地域住民が安心して暮らすことができる、そういった道、迂回路というのは非常に重要だと思っております。そういった中で、以前にも2つのルートぐらいがあるんでないかというような検討もさせていただきました。その中でも、かなり地形的に急峻で滝等があるということで、なかなか簡単には開設することは厳しいのではないかとというふうなことがございまして、我々もそういったことも踏まえながら、先ほど申し上げましたように、何とか安居土居までまずは早期に整備をしていただきたいと思います。そして、うまく通行できるような形を取っていただきたいと思います。これのお願いもしておるところでございまして、今後もそういったことを踏まえながら、県には強く要望していきたいと思います。これは、町内には3つの県道があるわけですが、それらは全て急がれる道でございますので、併せてそういった要望をしていきたい、このように思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長 再々質問はございますか。

○2番 2問目行きます。

○議長 2問目、西森常晴君。

○2番 ぜひとも、この件については前向きに意欲的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2問目は、機構改革について質問いたします。

議長のお許しを得て、先月の議会だより2月号を朗読したいと思いますので、傍聴者の方は12ページをお開きください。

○議長 暫時休憩します。西森常晴議員から資料の配付をお願いしたいという申出がありますので、今から事務局員が配付します。

午後 1時20分 休憩

午後 1時21分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。西森常晴君。

○2番 議会だよりの12ページ、議長一口メモを朗読させていただきます。

「役場職員の人数は本町約129人、越知町約90人、現在は大崎に本庁、仁淀森、池川土居に総合支所、名野川、長者に出張所を配置している。人口規模が同じ越知町に比べ、職員数が多く、適正人数とするにはどのような方法がよいか、それが機構改革の大きな目的である。考え方として、本庁方式、総合支所方式、分庁方式がある。それぞれ、長所、短所があり、本庁方式は効率よく人員配置ができる。総合支所方式は職員が多く必要。」現在行われているのは、合併して16年間行われているのは総合支所方式であります。「分庁方式は人員配置が適正にできるが、効率が本庁方式ほどではない。本庁方式では住民にとって役場が遠くなり、仁淀森、池川土居は、今以上に寂れる可能性が懸念される。2040年、20年後には2,500人を下回ると予想されており、持続可能な安心して生活できる仁淀川町の将来をどのように考えるか頭の痛いところである。」

町長も我々も議員も、傍観者にはなれないんです。頭が痛いからと、見てるだけでは駄目。町は、本庁方式を進めようとしています。

そこでさらに聞きたいのは、将来的にこの大崎の本庁方式にした場合に、今ある、仁淀、池川、土居、森にある支所はどのような人数になるのかお聞かせ願いたい。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、大石町長、答弁。

○町長 西森常晴議員から、機構改革についてのご質問がございました。お答えさせていただきます。

機構改革については、業務の効率化や住民皆様の利便性の確保などを考慮して、現在、本庁や総合支所で行っている町民の皆さんへの窓口業務を変えることのない形で検討をしております。職員の配置については、定員適正化計画で令和6年4月に現在の職員数から7名の減を計画しております。本庁や総合支所で行っている業務分担の見直しなどにより、決定することとなります。現在の定員適正化計画以降においても、職員数の削減は避けて通れないと考えておりますが、地方公務員の定年延長制度が設けられようとする中で、職員の士気の低下を招かないよう、組織の新陳代謝を確保し活力を維持するため、役職定年制度の導入が予定をされております。また、職員の新陳代謝には、職員の新規採用なども計画的に行う必要がありますので、制度の改正状況などを考慮し、職員全体の定員適正化計画を踏まえた職員配置を考えることとなると考えております。

今、西森議員のほうから、越知町との比較も出ました。確かに人数だけで比較しますとそういうことになるわけでございますけれども、人口だけでは。やはり本町は、3つの町村が合併いたしまして、本当に面積も随分と広がっております。越知町の3倍近くなる

と思っておりますが、そういった中で、学校数、保育園数、あるいは町が管理する道路延長なども随分と多くあるわけがございますから、そういう点ではかなり人間的なもの、あるいはコスト的なものもかなりかかってくるわけがございますが、そういったことも踏まえながら、適正な職員の定数、こういったものを考えていかなくちやならんと思っております。町が今現在考えているのは、本庁方式にして池川と仁淀に総合支所を置くということで、前回の議会でも提案させていただいたんですけど、まだ十分に熟知していないということで否決をされたわけがございますけれども、我々としては、やはり今後そういった職員の適正計画に沿って、この辺りも今後とも考えていかななくてはならない、こういうふうに思っておりますので、そのことについては今後とも議会とも相談をさせていただきながら、やはり地域の住民への行政サービス、これを維持しながら、こういった形が一番いいのか、この辺りも踏まえて、今後さらに検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 再質問は、西森常晴君。

○2番 普通交付税が、国から町に入るお金ですけども、令和元年は32億3,600円、令和2年は29億4,100万円、8.9%の減。3年度は28億5,400万円、普通交付税は年々右肩下がりに少なくなってきました。一方、基金残高は、平成元年が52億円、2年が47億円、3年が44億円、貯金が順々減っていくんです。合併の目的は、1つの大きな目的は、職員数を減らすことなんです。固定費を減らすこと。16年前に合併したときに、いきなり本庁方式に持っていくと、今まで旧仁淀村におった職員、池川町におった職員の数がごそっと減る。あまり刺激を与えないように、今まで16年間、職員を置いてきたんです。でも、これからの人口減で財政状況を考えると、本庁方式か、分庁方式か、この2つしかないんです。それは、私どもが町長を責めるんじゃないで、一緒に考えていかなければならない。本庁方式にすれば、昔の60年前、吾川村にすれば、旧吾川村は大崎村と名野川村の合併、名野川村の役場は私の家の前でした。私が子供時分には、三、四十人は職員がいました。今は1人です。これが、本来、本庁方式に持ってくれば、池川は農協の支所がなくなるどころか、職員そのものがぐっと減ります。これ、減るんです。ここが、今から運営しにくいけれども、本庁方式でやるのか、分庁方式、この大崎へは総務を置く、総務を集合さす。今、ばらばらなんです。池川でも仁淀でも大崎と同じような総務の仕事を一本化する。そして、例えば、仁淀の森へは保健福祉課を置く、もう1つは池川へは産業建設課を置く、そして集合させてやるという2つの方法しかないんです。今そこで町長が言う本庁方式、我々議

員多数が推すのは分庁方式です。町長、これを今、答えを求めません。何分そういう答えがあるということで、ご検討いただければ幸いです。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 西森常晴議員の再質問にお答えをさせていただきます。

いろいろご意見を頂いております。現在、町としても、やはり本来の本庁、また本庁方式といっても総合支所を残しながらの、現在考えているのはその本庁方式でございまして、提案がありました分庁方式、これも以前からそういったご意見も出ておりますが、今お話がありましたように、やはり財源も厳しくなる中で、どういった形の組織が一番将来的にとっていいのか、この辺りを、職員数も減していかなくちゃならないわけでございまして。そういった中で、一番よりよい方法考えていかなくちゃならん、このように思っておりますし、併せて、それぞれ地域地域の行政サービス、これをやっぱりしっかりしていくと、こういうことも大事だと思っておりますので、我々が提案、考えておるのは本庁総合支所方式、これで進めていきたいというように思っておりますが、将来的にはかなりまだ人口も減ってくるわけでございまして、財政的にもかなり厳しくなる、そういった中でどういう形がいいか、今後の課題だと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、この組織改革については、当然これは議会の皆さん方の承認を頂かなくちゃならないわけでございまして、一緒になっていろいろ検討してまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 再々質問はありますか。西森常晴君。

○2番 今までの16年間は、越知町に比べて、2人でできる仕事を3人でやってきたんです。1人の給与は、税金払うのは600万円。4人多かったんです。4人掛ける600は、 $3 \times 4 = 12$ 。無駄とは言いませんけども、多くの人件費が使われてきました。将来的には、分庁はなくなると思います。

3問目行きます。ずばり、人口減を止める施策はおありか。

1947年、昭和22年、私が生まれた年でありますけども、3町合わせて2万6,124人をピークに、人口は予測どおり減少しています。町の将来に不安を抱く町民が多い。仁淀川町のまちづくり計画では、10年後には3,889人、4,000人切ります。20年後には2,547人、30年後には2,226人、町民の不安を解消するためには、今まで以上に町の頑張りが必要だと思ひます。年功序列から能力の高い職員を登用して、今まで以上に頑張らねばならんと思ひますが、意気込みをお聞かせください。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、大石町長、答弁。

○町長 西森常晴議員の質問にお答えをさせていただきます。

人口減を止める秘策はあるかということでございますが、町としても、やはり人口減少する中でいかにして人口を維持していくか、こういうことに非常に今、いろんな方向から取り組んでおるわけでございますが、特に移住政策含めて、そしてまた雇用の場の確保、こういったことも含めながら、今、取り組んでおりまして、それなりの成果も出てきておりますけれども、今後こういう施策をしっかりとさらに強化していかなければならない、こういうように思っております。

そういった中で、職員の資質を問うような質問もございました。職員の昇格、昇給などについては、職員の経験年数や成績によるものとなっておりますが、同等の経験を持つ職員で、特に公務員としての資質を欠く職員以外は、ほぼ同様の職責となっております。現在、本町では、職員の人材育成を目指した人事評価に取り組んでおり、評価者や被評価者への研修を実施し、勤勉手当への反映や昇格、また昇給への参考としております。

引き続き、職員の育成を目指した研修なども行い、人事評価制度を踏まえた昇格などによる重要な職責への登用なども検討していかなければならないと思っておりますが、特に適材適所の人事配置、これをしっかりとつなげながら、やはり人口の歯止めをいかにしていくか、こういったこともさらに取り組んでいかなければならない、このように考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長 再質問、西森常晴君。

○2番 おとつ、3月9日ですか、2地域居住、1つの家庭がふだんの日には町で生活して、休みの日には山へ帰ってきて2地域で生活する。その促進協議会が、おとつ生まれました。36都道府県が参加し、565市町村が参加してます。高知県では、土佐市、土佐清水市、土佐町、梶原町、大川村の5市町村です。町はそれをご存じだったのか、参加されたのか、しなかったのか、その辺のお考えをお聞かせください。

そして、総務省は、地域プロジェクトマネージャーという名前で、市町村が1人採用する。その3年間、人件費1年間650万円、国が持ちます。国が財政面で音頭するから、商品改善や空き家の活利用、これをやってみませんか。やってみませんかじゃなくて、町村は困ってて、何とか国のほうに自分たちでよう立ち上がらんから、何か金出してくれんかという、そういう制度がこの9月頃からできるそうですが、その辺の対応はどのように考えているかお聞かせください。

○議長 執行部の答弁を求めます。なかったらなかったで、はい、西森常晴君。

○2番 通告してませんので、答弁を求めません。ただ、そういう制度更改があつて動いてるということと、それから国がそういう補助金を構えてるから、それをぜひ利用して前向きにやってもらいたいということです。

最後にいきます。私は、去年のトマトの作を置いてから、11月から2月いっぱい4か月間、林道、ほぼ歩き切りました。歩いた距離は1,147kmです。戸立の上では、お百姓さんらしき人が、茶の木をこいでコンニャク芋を植えていました。その方は、市内でラーメン店を開いているそうです。今は息子に譲って、場所は高知商業の野球場の前らしいですが、年は50日通うて、まさに今言った行き来をしているそうです。椿山では、この間も新聞に出たように、1人の方が帰ってこられて、また家族の方が日曜日は帰ってこられる。袋道の多い町、それに比べて、ように比べて、袋道の少ない整備された道、急カーブ、急坂の多い道、3か町村の個性が確認できました。合併して16年、旧3か町村の方法論が、この道筋だけでもこんなに違うのに、恐らく福祉の分野でも税の分野でもあったと思います。しっかり長い間、仁淀川で培ったやり方、吾川村でやったやり方、池川でやったやり方、これをまとめられてここまで引っ張ってきた町長と副町長には最大の敬意を表します。

さて、1950年代後半の三種の神器は、白黒テレビと洗濯機と冷蔵庫でした。60年半ばからは、三種の神器は、カラーテレビとクーラーと自動車でした。これらの商品が売れることで経済成長が実現し、生活水準も向上してきました。しかし、今後はそうした三種の神器は存在しないと言われていています。今、斎藤幸平さんの書かれた『人新世の「資本論」』がベストセラーになっています。世界の裕福な資本家26人と世界の人口の半数を占める貧困層38億人の富、財産が同じといういびつな貧富の差ができました。経済成長が伸びることによって、地球環境の負荷は限界に達しています。もう既に、都市から山への人の流れが起きています。これからますますその流れが強くなってきます。逆に、コロナがあることによって、町から田舎へ、田舎の人口が増える要素が増えてきました。ぜひ、仁淀川町には頑張ってもらいたい。

私は、この最後の答弁は、今、林業で県下のトップを切って頑張っている産業課長に、どうやって人数を増やすか。人口を増やすことは、町を活性化させることは、まず若者、そしてよそ者、そして女性です。この活力を産み出す方法をご答弁いただければ幸甚です。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 西森常晴議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃられましたように、本町、林業につきましては、県下でも最も力を入れ、頑張っていると自負しているところでございますが、この林業振興を基に、若い担い手の移住促進、その他、都市部からの担い手を迎えて、何とか魅力ある山になるような、そういう施策をしながら、人口の増加と、そこまでどうか分かりませんが、頑張っていきたいと、そのように考えております。

○議長 以上で、西森常晴君の質問を終了いたします。

引き続き、通告第6号、議席番号8番、左京憲昌君の質問を許可します。左京憲昌君。

○8番 通告第6号、議席8番、左京でございます。議長の了解を頂きましたので、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず、連載もんですが、新しい大崎橋の建設についてお尋ねをします。

1月の27日でしたか、地区への説明会をされるという情報は聞いておりますが、執行部案の地元の反応、また地域の意見や問題点についてお尋ねをしたいと思います。

それから2点目としては、私たちが地元の年長の方に聞きますと、現在の大崎橋の右岸の山の上には大きな木があって、それが安定しているような地盤のところではない。それが倒れるということになると、もう下は一切なくなるんだよという話も承っておりますが、そういう現在のこの右岸の状態、地質等の弱点があるのか否か、そういうことについて把握の上、今、進めようとしていただいていると思うんですが、その実質、中身をお尋ねしたいと思っております。

それから予算など県との協議の状況ですが、令和3年の予算に組み込まれているように見えなかったんですが、そこは私の見間違いだったらご指摘を頂きたいですが、県との協議の現状をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 左京議員の大崎橋に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

右岸地域への説明会につきましては、1月27日に関係区長さん6名に参集を頂き、現在の大崎橋の現状、今後の補修計画、基本計画調査により選定された3つのルートに沿って、おのおの長所、問題点等を説明させていただきました。そして、各区長さんより、いろいろ意見も頂いたようでございます。例えば、加枝地区の区長さんからは少しでも加枝の地区のほうへと、あるいは久喜のほうの区長さんによると、やはり少しでも久喜のほうへ近いほうというような意見もいろいろあったようでございますけれども、やはり一番最後に大事なことは、国道との接続箇所の危険性、こういった安全に国道へ通じるような

ところに架けるべきでないかと、こういった意見もあったようでございます。

それから、現在の大崎橋付近の右岸の状況というお話がございました。確かに今、左京議員から言われましたように、非常に不安定な急崖な箇所でございます、非常に地盤も不安定だと考えております。ちょうどあそこの右岸のちょっと加枝寄りの地区につきましては崩壊もございまして、今現在、対策もしておりますし、またそのちょっと奥につきましては、県の地盤工事によりいろいろ対策工事も組んだところもありまして、非常に不安定な箇所であるということは、ご承知のとおり、言われたとおりでございます。

それから予算でございますが、令和2年度の3次補正による割当てがございました。これも県に早期に着手できるように、まず設計委託費を計上していただきたいということで強くお願いしておりましたが、2年度の3次補正で社会資本整備総合交付金、これによって測量設計調査委託費を配分していただきました。現在、5,000万円の金額でございます。これをもって、今後、設計調査に入りたいと思っておりますが、現在、令和2年度の補正予算で提案させていただいておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思っておりますが、この調査費が議会で承認いただきますと、国の内示を受けて早期に発注していきたいと、このように考えておりますが、その前にまだどうせ1回、地域の区長さん等に集まっていただいて、やはりその意見も聞きながら、1つのルートに絞って対応していくことになろうと思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長 再質問ありますか。左京憲昌君。

○8番 地形的な弱点という問題についてとか、そういう地元との意見交換をもっとスムーズにさせていただかないと、これずっと今度はそっちのほうでなかなか話がまとまらない、いずれはけんか始めるみたいな形ではつまらるので、ぜひ地元の意見を整理する意味で、そういう取組をお願いしたいと思います。これは、回答は結構です。

1番については以上で、2番に移らせてもらいます。

2番については、貸付金の債権に関してということで、(1)と書いてあるのは、令和2年9月の議会でご回答いただいた概要は次のとおりであったということ、確認の意味で掲載しております。

まず、仁淀川町の中小企業等協業化推進資金貸付金条例による債権等は、平成23年度に条例が成立し、同年、償還期間5年の契約で8,000万円を貸し付けられた。それから、償還期限内に償還がなく、平成28年度に令和3年度末まで5年間の償還期間を延長したと。それから、現在までの状態というのは、平成23年度に8,000万円を貸し付け、29年度460万

円、30年度400万円、令和元年度400万円の償還がされたということで、現在残高は6,740万円とお聞きしております。

それから、今後、議会には逐一報告はするが、執行上の問題であり、議会の承認等を求めるような考えはないという回答であったと思うんですが、それをベースに、五、六点質問をさせていただきたいと思います。

まず、町長の任期中に完済が望まれるが、償還期日の延長5年以内、令和3年度末の残高償還手続は順調に進んでいますかということが、まず1点目。

2点目は、平成28年度に償還期間を延長した際、地方自治法施行令第171条の6の履行期限の延長の特約要件を満たしておるんでしょうかという質問。

それから3番目は、施行令の第171条の6第2項に、遅延に係る損害金について債務者や連帯保証人には周知をされているんですかと。これは、考え方が、遅延損害金がかかるであろうという想定の上でやっていますので、それはかかりませんよということであれば、それなりにそこをご説明を頂けたらありがたいと思います。

それから4項目が、今、3回ご返済を頂いて、年間400万円ぐらいの返済を頂いているということですが、これもし仮に遅延の賠償金が必要だということになりますと、これはなかなか400万円ぐらいの回収では、元本、それから賠償金で減っていくというような状態にはならないと思いますが、その分割償還額が合理性を欠かないのか。合理性を欠かないという意味というのは、これは5年間の返済の契約になっていると思うんですが、その前に次から次へ延長だけを申し出れば延長はオッケーなのかどうかということ。それと、この賠償率8%云々というのは、これは延滞金なんかのパーセントを使いましたので、実質分かる範囲でインターネットで調べてみますと3%、4%みたいですから、これについては読み替えていただきたいと思います。年間400万円ぐらいの償還で試算すると、なかなか減っていくような状態にならないと思います。

それから5番目ですが、平成23年度、貸付金とは別に林産組合に補助したとか交付したとかいう金額は幾らだったんでしょうか。

それから6番目、地域経済の活性化を図るという意向とは裏腹に、債権者を苦しめるような状態になってきてないですかというのは、冒頭の議会に承認を求めるとか云々ということは考えてないということでしたが、これは議会と腹を割った話合いによって打開していかないと、いつまでたっても一人立ちできないんじゃないかなということで、町長が言われる、林業を基に産業活性化をしようとする事とは裏腹になるんじゃないだろうかと

いうことで危惧しておりますが、そこら辺りについてもお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 左京議員の貸付金の債権に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、令和3年度末の残金償還手続についてお答えをさせていただきます。

平成23年度に8,000万円を貸し付け、平成29年度に460万円、平成30年度に400万円、令和元年度400万円が償還され、本年度、令和2年度分として400万円の償還手続を進めているところであります。なお、それによって本年度末の貸付金残高は6,340万円となります。

今後の償還額についても、償還計画の作成等、協議を行っておりますが、コロナ禍により、原木需要の落ち込みも厳しい中、組合の運営も順調に推移しておりますが、今後、より経営を安定させ事業を成長拡大していくためには十分な資金繰りが不可欠なため、令和3年度末での6,340万円の一括償還は困難と思われることから、仁淀川町中小企業等協業化推進資金貸付金条例及び同施行規則の規定に基づいて、償還期間を令和8年度まで5年延長しなければならないものと思われまます。

次に、平成28年度に償還期間を延長した際に、地方自治法施行令第171条の6の特約の要件を満たしているのかとのご質問でございますが、本貸付金の償還期間の延長は、条例及び施行規則に基づいて行ったもので、地方自治法施行令第171条の6の第1項を適用して履行期限を延長したものではありませんので、ご理解ください。

次に、3点目、4点目の損害賠償金に関するご質問でございますが、これも地方自治法施行令第171条の6の第2項に規定する損害賠償金等は発生しておりません。

5点目の平成23年度貸付金とは別に林産組合に補助した交付金は幾らだったのかについてお答えをさせていただきます。仁淀川町中小企業等協業化推進交付金として、7,000万円を交付金として支出しております。

最後に、債務者を苦しめるものではないかとお尋ねにお答えします。現段階で、仁淀川林産協同組合を苦しめるような事実は発生しておりませんし、今後も早期の一括償還を求めることなく、組合と協議しながら償還管理を継続していけば、組合の運営や経営に影響を与えるようなことにはならず、健全な組合の運営が維持継続できるものと確信しており、今後とも条例に沿って適正に債権管理を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。左京憲昌君。

○8番 これは、私は法律の専門家ではございませんので、勘違いしているというか、理解不足ということは否めない部分はあると思うんですが、②の償還期間を延長したことというのは、この施行令によりますと、なかなか厳しい条件を突きつけられてますよね。そこから辺りが問題ないのかどうかということで、そこについても十分検討しながら、この貸付金契約が5年の契約で、5年満期のときに一括返済なんだという貸付金の契約をもっと中身を重んじて、飛ばしということでどんどんやるというようなことは避けていくべきじゃないかなと思いますんで、ぜひそれはそういうことでお考えいただきたいと思います。今の2点目は、以上で終わります。

3点目へ移ります。よろしいですか。

町税等の滞納者に対する制裁措置についてということでお尋ねしたいですが、まず町税等の滞納が町民の公平感を阻害することを考慮し、滞納者に対し行政サービス等の制限を講じ、納付義務に対する意識の高揚及び町民負担の公平性の確保を図り、町財政の健全運営寄与を目的に、仁淀川町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例というものは定められておりますが、しかしこの中、これ全てを見られたわけではないんですが、措置を受けられる、要するに措置に関わる条例等もあれば、措置には関係ないという条例もあるようにも解釈をしました。

それはどういう問題なのかなと、その解釈をした問題が下のほうにアンダーラインで書いておりますが、制限措置を受けないと思われる条例、これは仁淀川町園芸作物振興事業補助金交付規則、こういうものなのかなと3点ばかり書いておりますが、それについては規則の制限を受けないんじゃないかなということと、この条例の中で非常に見にくい、書き方があっちに書いてあったりこっちに書いてあったりというようなことが見受けられるような気がするんですが、例えば仁淀川町条例等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例施行規則、これは施行規則というのは議会で議決云々とかいう問題でなくて、執行部が公示して、自分たちの行動はこうなんですよということを明確にするというだけの意味ですよ。それが、この条例によりますと、後ろのほうに例えば仁淀川町表彰規則、これにも不利益なもの、要は滞納者には該当しませんよというようなことが、この施行規則の中に書かれてあって、本来の条例の中には書かれてないとか、いろんな表現の仕方がありますが、これは同じように書いてもらわないと、この条例というのが非常に見にくくなってくる。もう今、見にくくなっていくということと、私は今、条例はパソコンで眺めるものが正式のもんであって、我々に配っていただいた例規集のあれは見てない

んですが、それはパソコンの中に見えるものが正本だと思ってよろしいわけですか。そういうことをお尋ねしたいということと、さっき申しあげましたように、この条例の書き方を統一していただいたらいかがかなということですが、よろしくお願ひします。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石町長、答弁。

○町長 左京議員の町税等の滞納者に対する制限措置に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

仁淀川町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の目的につきましては、制限条例の第1条にうたわれており、左京議員ご指摘のとおりですが、これは単に滞納者に行政サービスの制限を行うことが目的でなく、制限を受ける滞納者と協議を行い、滞納誓約書を結ぶことによって滞納者の納税意識を向上させ、生活の再建を下支えしていくことを目的としております。制限措置を受ける条例と受けない条例につきましては、施行規則第2条により、別表に制限を受ける補助金等を網羅して定め、区長及び地域長または法人格のない団体の代表者の場合は、適用の範囲外とすることができるとしております。

左京議員が1番目にご指摘の仁淀川町園芸作目振興事業補助金は、法人格のない団体の代表者が申請者であることから、適用の範囲外となっております。

2番目の仁淀川町補助金等交付規則は、補助金等の交付に関し、基本的な事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正を期することを目的とするもので、特定の補助金や交付金について定めたものではありません。

3番目にご指摘の中小企業等協業化推進資金貸付金につきましては、設立してすぐの運営資金に充てられることを想定したもので、その時点では町税が課せられることはなく、したがって滞納も考えられないことから、適用の範囲外となっております。

4番目ご指摘の間伐材等流通促進事業補助金につきましては、補助先の団体を通じて、間伐した林業者に補助金を出す仕組みになっているので、補助団体に制限を加えると、間伐した林業者に補助金が届かなくなるおそれがあることから、制限対象外としております。そのほかにも、長寿祝金は、一定の条件の下、みんなもらえる福祉的意味合いが強いもの、金額も比較的小さいなどの理由から、対象外としております。

以上でございますが、なお、条例と規則のことにつきましては、総務課長のほうから説明させていただきます。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをさせていただきます。

条例の中に規則で定めるものとかという部分があって、分かりにくいというご質問だと思います。

条例につきましては、条例の中が煩雑にならないよう、規則で定めるものは規則でというような形で、規則部分については規則で文章化するような形となっております。町長の答弁の中にもありましたが、施行規則第2条によって、その条例に関する制限措置の加わる規則の部分については、そこに抜き出して、規則の中でその規則をずっと並べておるとというような形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、内容等については再度検討して、もっと分かりやすい文言になれるようであればそういう形も検討させていただきたいと思ひます。

あと、条例、例規等についてネットワークで見える部分が最新かというご質問でございますが、現在、ネットワークに出ておる分が、例規集にしてもそうですけど、差し替えをしたものとなります。実際においては、こうやって議会で議決していただいて議決されたものにつきましては、すぐには掲載ができておりません。実際、紙ベースのものもそういうふうになっておりますので、すぐには掲載できておりませんが、実質は議決された後、そういう例規の改正をしていただくところで確認をしていただいて、その後、掲載をするという形を取っておりますので、3か月から6か月後に議決された改正の条例等については掲載されるようになっております。お手元に別途お持ちの方であれば、条例の例規集とは同じ状態で掲載がされるということになりますので、例規集よりはネットワークのほうで見られるほうが早く掲載されるという形になっておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 再質問はございますか。左京憲昌君。

○8番 今、総務課長おっしゃった例規集は、まだ差し替えしているんですか。1つ、その問題。

それから、町長のほうからお答えいただいた任意団体、法人格を持たない任意団体だからというのが、まず仁淀川町園芸作物云々と言われましたが、その申請者について、それは個人の分が、例えば滞納があるとか、その団体でほかのあれにあつて滞納があるとかいうのは当然、中へ含めるべきじゃないかなと、不利益を被つても仕方ないんじゃないかなと思ふこと。

それから、これなんかはそういうことはないと思ふんですが、一番下の仁淀川町間伐等流通促進、これなんかについても、これが行き着く先は個人だったという条例だったと思

うんですが、団体が受け取っても個人個人に最終的には行きますよね。その受け取る個人が、滞納とかそういうのがありゃあ、当然、この中に含まれて不利益を被っても仕方がないんじゃないかなと思いますが、その点について公平性、透明性を確保していただきたいと思いますが、お答えいただきたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡副町長。

○副町長 ただいまの左京議員の再質問にお答えいたします。

まず、任意団体の件でございますけれども、任意団体、例としまして例えば集落とか地域団体でありますとかが、いろいろ事業を計画いたしまして実行しようとするときに、補助申請をした場合に、たまたまその集落の団体等の方の中に滞納者がいらっしゃいますと、ほかの方がその地域とかで行おうとする事業に補助金の支出ができないということも考えられるということから、この任意団体につきましては対象外とするというような考え方で行っております。

後段の間伐の流通事業の補助金でございます。促進の補助金でございますが、これ要綱では、受入れ事業者が持込みの事業者に対してお金を払ったものに対して補助金を出すと、それを確認して出すということになっておりまして、事後の補助金になっておるところでございます。これでたくさんの方が持込みしておりますので、これを全て当方で確認することは非常に難しい。特にまた事後でございますので、事前に確認できないというような性質のものでございますので、入金を確認した後に払い込むという補助金ですので、なかなかこの制限措置の条例を適用することは難しいということで除外しておるところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをさせていただきます。

すいません。例規集のことになります。議員の皆様には以前お配りしておりました例規集は、以前は年に一遍、改正のところを差し替えて例規を渡しておりました。それで、現在タブレットの関係でやっていただくということになりましたので、議員の皆様には例規集のほうはお配りしていないという状態になっております。そういうことで、例規集自体は、1年に一遍は役場のほうでは管理はしておるんですが、そういう形になっておりますので、すいませんが、よろしく願いしたいと思います。

○議長 再々質問、左京憲昌君。

○8番 今、間伐材の件については、これは補助を受ける人が、支援を受ける人が、証明

をもらって出すようになってたと思いますので、そう複雑な手数がかかるような問題ではなかったと思いますので、これもやっぱり中へ入れるほうが透明性が保たれることと公平性が保たれるという意味で、考慮していただきたいと思います。

以上で質問は終わります。

○議長 答弁は要りますか。執行部、答弁。片岡副町長。

○副町長 そもそもこの条例につきましては、税の公平性を求めるものでございますので、その点につきましてはできる限り対応してまいりたいと思っておりますが、この個別の間伐材の流通促進事業につきましては、持ち込んでこられる事業者のほうに補助金を出しておりますので、都度、それが最終的にはそれぞれの持ち込んでくる事業者に出ていくという、少し体制的にほかとも違う部分も、直接的な補助ではございませんので、そこら辺はなかなか扱いも難しいと思いますが、なお検討はしてまいりたいと思います。

○議長 以上で、左京憲昌君の質問を終了します。

暫時休憩します。30分から再開をします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告、第7号、議席番号3番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○3番 議席番号3番、岡田良成でございます。議長の許可を頂きましたので、ただいまから2点ほど質問させていただきたいと思います。

皆さんの通告用紙があると思いますけども、これに従って質問したいと思います。

町長は、町長選に対して出馬のあるいは否かについての答弁が遅い。これは、あと5か月もすれば投票日です。そういうような意味から、そしてまた今朝の新聞にも掲載しておりますけども、越知の町長選、来年の4月のことでもありますけども、もうはや既に1年前には意思表示をしておるということがございます。私は、12月の議会で町長に同じことを質問いたしました。そのときの町長の答弁は、家族、あるいは後援会からの相談をしなきゃならんというふうな話であったと思います。

そこで、議会の広報には書いておりませんでしたけれども、町長には一日も早く記者会見をして町民にお示しをするのが大事じゃないかと、するべきだということで説いたことがあります。今、この間に先日も私のところに、ある議員さんから、次期町長選は町外か

ら後を依頼したいというお話がありました。その方には、「町内からおらんかよ」と、「もう町外からの方は町民の皆さんが拒否をしている」と、したがって「町内に在住する、生涯町内でおられる方を推薦をしたい」というお話を申し上げました。そしてまた、町長は町外からということで話を受けてきた議員さんがおりますので、私はそのときには、「町長に言うときよ」と、「もう後継者は、町長を云々するよりかは、後は町民に任せたほうが、一番町長としてはきれいな退職の仕方になるんじゃないか」ということの旨も伝えました。その後、動きを聞いてみましたら、全部事実のことを言いますけども、町長からも私に電話がありました。「町外の方を推薦したい」と、それは全部拒否いたしました。その理由は、私は町内をずっと回ったときに、やはり生涯ここで生活をする方を町長にしたいというのが町民の心です。

そういうような意味で、私は今、町長はどういう意味で町外の方に依頼したのか、その前に町内にいなかったのか。そしてまた、今まで町長が町長になって以来、この議場の中でも全議員の方々からは、「職員は何とか仁淀川町におってもらえんか」、あるいは「町外から来れば、南海トラフに災害を受けたときにいろんな問題が生じる。ですから、町内でおってもらいたい」。私からずばり言いましたら、町民の皆さん方は、先ほどからも西森議員からも、「人口が少ない。おらんなる。将来、本当に困ったもんや」と切実な話なんですよ。今聞いてみれば、ずばり言いました町長が町長になって以来、特に町外からの職員が多い。何とか仁淀川町にとどまってもらいたいという気持ちから、全議員の皆さん方からそういう質疑をしまりました。

そしてまた、私はこの12月に、「この課長さんは、皆さん町内の方か」という質問もしてまいりました。これは、皆さんがこの地元で生活圏を持っておるということを知りながら聞いたんです。知りながら。そういうふうな質問した中で、私は町長に、残念ですけども、もう少し町民の生活、町民の思いをもっと感じてもらいたかった。そういう思いから、今はいろんな角度から町内の方々とお話をしてまいりました。「次はおるかよ」という話です。誰かに出てもらいますよ。そして、仁淀川町で生活圏を持った方に出てもらう。それは、私が言わなくてもどういう意味か分かると思います。

先日もお話を聞いてまいりましたけども、「もし仮に次の町長さんが外からの人であったら、仁淀川町はどうなるぜよ」という話も聞いてまいりました。そしてまた、私は、確かに先月の日鉄のお話も申し上げましたけど、長者地区もほとんどいません。日鉄の社宅には。ある行政から企業の長に、「地元におってください」とお願いしたら、何とか聞いて

てくれる線があると思うんですよ。そういうような中で、今、町民の方々は、町長に悪いけども、実際にそういう町内の方を推薦したい。今回の選挙は常識の選挙をする。外から来ている町長よりは、地元で生活圏を持ってる方が、いろんな人の悩み事、痛み、心情を分かっていたくれるというふうな話は、もう町長もキャッチしてもらいたいです。だから皆さん、心の中でそういうふうな思い持っています。だから、今回こういうことを言うのは嫌だったんですけども、町長にも、町長から依頼があったときに、「その方はいかんぜよ」と、「次はどうしても地元の方や」と。それともう1つ、町長には前置きして、言いくいけども、「町長よ」と、「仁淀地区では、私が回った限りではほとんど町長は辞めるという話をしているよ」と。そしてまた、「吾川、池川では、出るだろうか、出んだらうかという不安がいっぱいの方がおりますよ」と、これずばり言いました。

そういうような中で、私は本当にこの議会にこんな汚いこと言いたくないですけども、もう今この際ずばり言っとかないと、もう言う機会がない。だから、今、私は町長に、ぜひとも次の町長選に出る方は地元の方を推薦してもらいたい。今、副町長もおります。あるいは教育長もおりますけども、この方は町長が採用した、お願いしてこういう席に着いてもらってると思うんですよ。ですから、やっぱりもうちょっと副町長あるいは教育長についても、人としての配慮が要るんじゃないかなと。そのときに、話は繰り返しますけども、恐らく町長はうちの全議員さんに、その方を依頼するけどもいいかという確認を恐らく取ったろうと思うんですよ。話の中では、ある議員が町長と一緒に依頼に行ったというふうな話も、うわさです、事実か分かりませんが、やっぱり今、町民が何を考えているか。我々議会が町外からいる方についてはこうですよということを、常々言うてきた。そしてまた町長に言うてきた。「職員を採用するときには地元の方を面接で上げてやってや」と、当然、「高知から来たら、高知へ帰ることは分かるよ」という話まで個人的にもしました。そしてまた、職員を採用するならば、どうしてもいなきゃ、インターネットやれば全国から職員が幾らでも来るだろうと、こういう話をした。私がなぜそういう話をするかというたら、仁淀川町で1人でも生活してもらいたい、人口が増えてもらいたい、そういう思いから、そういう話を常々してまいりました。町民の方々にも、とにかく1人の人口が増えないかんと、増やすことによって地方交付税が入る。地方交付税が、例えば今この間も話の中でもありましたけど、1人当たり50万円から60万円入る。あるいは今この話になりますけども、所得が上がったから住宅費が高くなった、だから出ないかん。佐川、越知へ行った。そういうときこそ……。

○議長 質問の途中ですが、岡田議員、この質問通告書とは大分話がずれてきてるように思いますんで……。

○3番 それを含めて話をしなきゃ、次の町長選が分からん。

○議長 まとめてお願いします。

○3番 そういうことが経過がある。だから、そういうような意味で、もう少し町長は町民の痛み、心を分かってもろうた、行政をしてもらえたらということ。

それと、何だったかな、全部、(聞き取り困難) 分からんけども、とにかくそういうようなことで、とにかく今も言うように1人でも仁淀川町に人口を増やさないかんというのは底辺ですよ。だから、そういう人口を増やすためにはどうするかという努力、先ほどここで言いましたけど、西森議員も言いましたけども、1人でも増えてもらう、1人でも職員が仁淀川町で生活してもらう、私はそういうことが大事だと思うんですよ。私は今、本当に仁淀川町に1人でも人口が増えてもらいたいという意味から言ってます。

とにかく最後になります。私は再質問はありませんけども、そういう意味を踏まえて、今回は町長は自分の意思で町長選に出馬をするかしないかということで、最後にお答えを願いました。そういうことで、この町長選についての質問を終わります。

○議長 通告書の1番、2番をまとめて答弁してよろしいですか。質問書によると、町長は次の立候補について12月で答弁をしてないが、その後どうなっているか。それを答弁してもらったらいいんですか。町長、答弁。

質問の途中ですけども、10年前に発生した東日本大震災の発生時刻がもうすぐ迫ってまいります。ここで、あの震災によってお亡くなりになられた方々に対して黙禱をささげたいと思います。協力をお願いしたいと思います。皆さん、ご起立をお願いします。

それでは、黙禱。

(黙禱)

○議長 皆さん、ご協力ありがとうございました。

それでは、引き続き一般質問に戻ります。大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の町長選挙についてのご質問にお答えをさせていただきます。

いろいろお話を頂きました。本当に仁淀川町の人口を押し上げていく、大事なことだと思っております。また、町長選についても、いろいろいきさつはありました。いろいろ私も考えておりますが、町外からという話もありましたけれども、やはり話にあったのは町内の出身者であったからそういう1つの検討をしたということですので、ご理解を頂きた

いと思います。

それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、私は本町が合併をして間のない平成18年1月に助役に就任、後に副町長となりましたが、初代藤崎町長の下で補佐役として町政に携わり、平成21年8月、藤崎町政の後を引き継ぎ、町長に就任し、現在3期目を務めております。

私は、町長就任に当たって、合併して間のない仁淀川町が、一体感のある1つの町として自立をし、町民誰もが安心して暮らすことのできる持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいりました。その実現に向けて、信頼と協働を基本姿勢に、将来のまちづくりにつながる行財政の健全化、住民の安全・安心に向けた生活環境の充実、農林業の振興を中心に、地域の資源や特性を生かした地域経済の活性化、健康長寿のまちづくりに向けた健康福祉の充実、次世代を担う子供たちの子育て支援と教育環境の整備、この5つの基本施策を掲げ取り組んでまいりました。その結果、職員の支えはもとより、町民の皆さんのご理解、ご協力、そして町民の代表である議会の皆さんのご協力を頂く中で、仁淀川町としての基盤づくりも着実に進めることができたと思っております。

一定の成果を上げることができ、町政の浮揚に向けてはまだまだ取り組んでいかなければならない課題も多くございます。また、現在、国難とも言えるコロナ禍の中にあつて、大変な状況下にあります。幸いにも、本町では、これまでのところ感染者は出ておりませんが、この新型コロナ対策は本町にとっても喫緊の課題であります。現在、医療従事者へのワクチン接種が始まっておりますが、全てに接種が終わるまでにはまだまだ時間を要すると思います。それに、変異ウイルスの感染拡大も加わって、先の見えにくい状況にあります。そうした中であつて、新しい生活様式が求められ、感染対策と社会経済活動を両立していかなければならない大変厳しい状況にあります。一方、これまで都市部に向けられていた流れが、このコロナ禍を通じて地方に向けられるようになってきております。これは1つのチャンスとも捉え、新たな発想を持って、これからのまちづくりに生かしていかなければならないと考えております。そういう意味では1つの転換点でもあろうかと思っております。そこで、1つの節目として、次世代を担う新たな発想を持ったリーダーにバトンタッチをすべきタイミングでもあると考えております。

また、本日3月11日は、東日本大震災が起きた日で10年がたちますが、忘れることのできない日でもあります。ちょうどこの3月11日、私の誕生日でもあり、72歳になりました。若かりしときに地区の出役がございまして、ちょうど大きな石を何人かがかいたことが

あったわけですが、そのときに私、脊髄を傷めました。その古傷が度々起こっておりまして、この現在もやはりいつも不安を抱えながら取り組んできましたが、72歳という年を迎えてさらに不安が増しておりますし、また家族や家庭のこともございます。私自身、そうしたこともあって、町長に就任した当時から、長くやれたとしてもやはり3期まで、また70代を超えての出馬はない、そういった思いを持って、これまで取り組んでまいりました。そうしたことを踏まえ、後援会や周りの方々とも相談をさせていただき、今任期をもって身を引くこととしました。よって、次期町長選への出馬はないということになります。

私の任期は8月27日であり、残り任期も5か月半ということで、半年を切りました。この上は、残された任期、コロナ対策をはじめとして全力で取り組み、次のリーダーにしっかりバトンタッチができるよう取り組んでまいり所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、私としても、今期をもって退任を決意した以上、後継者のことも考えております。最終的には、選挙を通して町民が決めることとなります。そこで、候補者として推薦するには、町民から信頼され期待される人でなければなりません。周りの方々とも相談をさせていただいておりますが、私としては仁淀川町出身で本町の内情や現状を熟知され、行政能力はもとより、県や国とのパイプ、人脈などから見て、これまで私の下で町政を支えてくれた片岡副町長が適任であると考え、現在、本人とも話をさせていただいております。まだはっきりしたいい返事を頂くまでには至っておりませんが、次期町長選出馬に向けて立候補していただくよう、粘り強くお願いをしてまいりたい、こういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。岡田良成君。

○3番 ないです。次です。2点目です。いいですか、2点目いいですか。

○議長 岡田良成君、2点目。

○3番 2点目、質問をいたします。

これも、令和3年度予算の何を重点的に施策を持っておるか、ということなんです。これは、今年度の中で大重要な課題として、こういう要件があるというものを、1点、2点に絞ってお答えを願いたい、このように思います。

○議長 執行部、答弁求めます。大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の令和3年度の重点施策に関するご質問にお答えをさせていただきます。

1つは、新型コロナウイルス対策です。

全国の新規感染症数はピーク時に比べると大幅に減少しましたが、下げ止まりの感も否めず、ワクチン接種の日程等も不確定で、終息のめども立たない状況にあります。引き続き緊張感を持って、コロナ対策に取り組むことが必要不可欠だと考えております。

当初予算には、国の感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、マスク等の消耗品費や感染対応物品を備蓄するための倉庫の建築費、保育所のサーモグラフィカメラの購入費など、3,700万円余りを計上しております。なお、感染症対応地方創生臨時交付金は、令和3年度に総額で1億2,400万円の配分がある予定ですので、当初予算に計上しなかった交付金の残額につきましては、町内外の状況を見極めた上で、経済対策等に活用するよう、補正予算に計上させてもらいたいと考えております。

また、ワクチン接種に関しましては、令和2年度の予備費で準備を進めており、当初予算には7,400回分の接種委託料1,600万円余りを国の負担金を財源として計上しております。

次にもう1つ、地域医療の確保を挙げさせていただきます。地域医療の確保は、町政運営の中でも重要度、優先度の高い課題として、常日頃から継続的に取り組んでおります。昨年着工しました大崎診療所の建替工事は、来年夏の完成に向けて、今年、折り返し点を迎えます。令和3年度当初予算には、工事費として4億2,700万円余りを、過疎債などを財源として計上しております。

一方、長年、住民の身近な医療機関として地域医療を支え続けてくださった西村医院が閉院に向けて調整を開始されることとなりました。町としましては、地域医療に空白を生じさせないよう、民間医療機関としての経営から国保診療所としての経営への移行、切替えを目指して、現在、資産を譲り受けるための資産評価作業等を進めております。この経営移行、切替えに係る費用につきましては、関係者、関係機関と協議の上、補正予算に計上させてもらい、地域住民や当院を利用されている患者の皆様には、実質的に従来どおりの医療を提供できるよう調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問、岡田良成君。

○3番 今、町長から答弁を頂きました。ありがとうございました。今言う地域医療の問題、それからコロナの問題、これは必要な対策であろうと思いますので、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、私は1点、町長のほうから、林業振興センター、この種の話があるかなというふうにご期待しておりましたけども、町長の口から出なかったということが、ちょっと私の思いと違うかなというふうに思います。今、この木材振興センターということで論議を、これは議員の協議会から3度も本当に真剣に皆さん討議をしましてまいりました。そういうような中で、昨日もちょうといろいろ議論をいたしましたけども、総合計が、今まで、いわゆるそのセンターをこしらえるのに使う費用、設計から全部までということやったらですね、2億1,700万円というふうな話を今までも論議されました。私は常々申し上げておったのは、先ほどから、とにかく人口が少なくなるから、地方交付税は少なくなる。特例債がなくなる。それから今、コロナの対策の問題で、財源がなくなるということを考えてときに、できるだけ無駄はしてもらいたくないということはずっと述べてまいりました。

そこで、センターについては、2階の研修室、これはどうしても必要かよと。「センターは建てなくてはいけないけども、それが必要かよ」と、そのときも言いました。「研修室はこの下にもある。あるいはその交流センター、あるいはこの大崎の集会所、ここにもいけやせんかよ」という話をしましてまいりましたけども、これは私の考えです。それは当然、皆さんは近くにあったほうが良いと思うけども、仁淀川町の将来を考えたときに、無駄はしてもらいたくないという1つから、物申し上げました。

そこで、昨日もちょうと声が高くなりましたけども、2億1,700万円というものがかかります。それで、今、頭の中にあるのが約161坪弱です。それで割ったら、1坪が135万円、坪単価。私は、どういうふうな材料を使うのかな、なぜこんなに高いかなと。当然、民間がやったら、それは設計料も大工さんがやってくれるとか、そういう施設はあります。しかし、あまりにも、昨日も森の支所の問題とか比較をされたことがありますけれども、私は、それはそれ。けども、実際に高いんじゃないかなと。事務所ですから、ヒノキの無節じゃなくても、企業の立場で、最小限度のもので同じ建物で少しでも安くなるという努力を、私はしてもらいたい。自分のお家であったら、皆さんは今、相場からしても、幾ら高くても、議長も言いましたけど100万円はかからんです。住宅で、それですよ。これ事務所なんですよ。だから、今も言うふうに、ただ今ここがよかったらいいんじゃないかと、仁淀川町の将来、人口が減る、財源が少なくなってくる。あるいは、ここの庁舎、この問題に対しても、いつまでもこういう状態じゃありません。改修が要るでしょう。そういういろんな問題等を構えたときに、国から県からの補助があるからというて、それにおんぶに抱っこじゃなくて、町民として我々は自分の家庭として物事を考えたら、絶対ようしな

いですよ。だから、そういうふうな思いを持って、自分のことやと思うて考えていただきたい。それは、我々も自分らは無理言いません。あるいは、5万円、10万円の違いは言いません。しかし、あまりにも今、1坪が135万3,000円何がし。誰に言っても、「そんな高いものはいかん」と。私、随分回ってきました、町民から、そのときにそういう話をしてまいりました。「どういたことでよ」というのが町民一人一人の気持ちですよ。

だから、私はできるだけ安い、立派なものにようばん、同じような建物があって、一步譲っても集会所はそれでもいいでしょう。一步譲って、できるだけ町民が納得する単価ぐらいに抑えてもらいたい。先日も申しあげましたけれども、高知のかるぽーと、40億円が去年の9月に可決されました。市民から高いという評判がありまして、少しでも安くやらないけりゃいかんということで、プロポーザルシステムを取って30億円になったと、10億円削減したと。これは、市民からの声でそういう判断をしたということです。私は、そういう努力をしてもろうて、努力をした上でできなかったんだったら仕方ないですよ。

もう1点。昨日は町産材を使うと、家を新築したら補助をやると、地元の大工さんを使うてくださいと、そうしたら補助を200万円あげましょうということで、若藤議員からも、「自分が切ったらどうぜよ」と、「その木は補助にならんか」と、「なりません」という。今、話を聞いたら、CLT、高い。なぜ地元の製材から買って、できる範囲、安価なものにするという努力をしてもらえんか。あるいはまた聞いたら、町外から来たとき、研修に来たらCLTを見せたらええという、宣伝効果になるという。これは、仁淀川町の町民のためにはなりませんよ。CLTをやったから、これはCLTやいうて、ここへ来てもろうたらいいんですわ。だから、もっとやっぱり町民の心になってもろうて、町民がどんな苦労しようか考えていただいて、少しでも安いものをしてもらいたいというのは町民の心です。

そういうことで、いろいろ申しあげましたけれども、これをまた明日の質疑のときもありますんで、あまり申しませんけども、今もいうように、「何とか安くならんですか」と、「同じ建物で135万円かけるかよ」と、「80万円のできるようなもので造ってくれんかよ」と、「材料はどんなもんでもいいですよ」ということの潰した話です。1回ご検討願いたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の再質問にお答えしたいと思います。決して林業振興センター、私が言わなかったからやらないというつもりじゃないんです。やはり、重要な施策だと思って

います。ただ、一、二点に絞ってということですので、本当に今、近々にやらないかんことは、やっぱりコロナ対策と、先ほどもお話ししました地域医療、これは非常に喫緊の課題であるということで申し上げます。

林業振興センターでございますが、これは協議会の中でもお話もさせていただきました。やはり、森林組合等も今、仮に進んでおりますけども、本町は町の面積の9割近くが森林でございます、この豊富な森林をいかに活用していくかということで、担い手も育成しながら林業振興に取り組んでおるところでございますが、そういった中で、森林組合というのは、3町の佐川町、越知町、仁淀川町の1つの組合員がおられるわけでございますから、やはり本拠地はここに必ず置きたいという思いもございますし、また、林産協同組合、あるいは森林管理協議会、こういったところもやはり今、町内でいろいろ組合員もおって、それなりに頑張らせていただいている。やはり、そういった1つの拠点として、皆さんに誇りを持って頑張らせていただくような施設にしたいということで、今、林業振興センターというのを建築しているわけでございますし、また、もう1つは、林業成長産業化の全国のモデル地域にも高吾北地区は指定をされております。そういった拠点にもなるわけでございますから、やはり高吾北を代表する施設として、これはどうしてもやりたい、こういう思いで皆さんにもお願いをしておるわけでございますが、その建築費の単価の問題です。私も、岡田議員が言われるように、非常に最近、特にオリンピックの問題が出てから、物すごく建築費が上がってきてます。以前の同じような規模でいうと、本当に倍になっているんじゃないかと。我々も、常に設計に当たっては、そういう何を常にチェックしていくんですけども、やはり今はこういう状況だと。ほんで、いろいろほかの町村なんかも聞きますと、それぐらいに単価が上がってきておるけれども、まだそれでも入札すると、やはり不調になると、こういったケースが非常に見えてきています。本町でもいろんな建築を見た場合に、何件かそういった不調になる例があるわけですから、そんなに不都合ない単価だから、もっと安くいけるんじゃないかなというのは、我々は思っているけども、現在の状況がそういう状況でございます、非常に以前と比べると非常に高くなっている。これはもう事実だと思います。我々もその中でできるだけ安く買って、先ほどCLTの話もありましたけれども、やはり地域にできるだけ落とせるような、地域の木材を使って地域の製材業者が引いた木材を使う、こういった方向も1つの大事なことだと思っておりますので、今後ともそういったところには十分配慮しながら、できるだけ安く抑えられるところは抑えていく、そういう形で今後取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理

解を頂きたいと思います。

○議長 岡田良成君、再々質問。

○3番 町長の言うことも分からんじゃないです。私が言うことも分かっていたきたい。これは町民の声です。今、一流に呼ばんのですよ、事務所ですから。普通の民間の住居だったらそれでも建てますけど、事務所なんですよ。がらんどろというたら分からんかもわからんですけど、中身ないんですよ。だから、相場からしたら、これもう普通の民間から、町民にもなかなか納得をしてもらえんと思うんですよ。1坪の単価135万円ですか。だから、私、今、本当にこれずばり聞いて、誰一人、それはよかったねというものはないですわ。課長連中に聞きたい。「あんたら自分の家をそんなに建つかよ」と聞いてみたいというような思いもあります。

今、町長、先ほど申し上げましたけども、高知市内のかるぽーと、平とう言うたら、去年9月に40億円の議決しよったと。ところが町民から高いというような批判があつて、じゃあどうやったら安価にできるかということでプロポーザルシステムを取つたと、提案型ですね。だから今、そうなると皆、それだけ金が10億削減できた。それは材料も落としてるでしょう、あるいはサッシも2級品でしょう。私は2級品でいいと思うんですよ。今、心配するのは財源ですよ、これから先の。これだけ建物がどんどんどんどん増えたら、改修工事でずんずん金がかかりますわ。極端なこと言ったら、町長、こう言われると思いますよ。「それは岡田さん、どうしたことよ」と、「そんなもん建てて」と、「仁淀川町はどんどん建てさがいちゅうが、後の管理は困るにゃあ」と、「おまんらはここで生活せにゃいかんけど、知らん者は逃げて通ったらえいわや」と、あるいは、「帰るところがあつたらええやないか」というような無責任な人もおるんですよ。だから、我々はここで生涯おらないかんですよ。

そういう意味から、もう1回、もう1回、昨日も申し上げましたけども、プロポーザルのことも考えてくれる必要があるならば、明日は討論、質疑ですから、私はそういうことも1回考えていただいて、何とか安うすると努力を見せてもらいたいなと。1円でも、あるいは1万円でも、今、1万円という金はどれだけ貴重なんかですね。使い方、無駄なことをせんというのは、皆、住民ですよ。もう1回その辺りを考えていただいて、明日も質疑ありますけども、何か方法あつたらできるだけ安くする、安価にするというふうに、建物を小さくせえって言うんじゃないです。だから1回考えてください。本当にお金の大切さというものを1回考えてもろうて、明日もう1回また説明を願いたい。検討してくれる

かしてくれないか、ちょっと答弁。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

岡田議員が言われるように、本当に我々も同じ思いです。もうできるだけ安くいきたい、経費を抑えたいと、これはもうそのとおりでございます。最近のこの林業振興センターもそうですけれども、最近も高知市がやったようなプロポーザル方式、これで今やっています。それで、まだ今考えてるのは、全国的にぼつぼつ出てきておるのは、設計業者と建築業者をJVにしたプロポーザル、こういうのも出てきておりました、今後の課題だと思っておりますが、そういう方向にも変わってきております。そこでいかに抑えていくかと。うちも、いろんな形でプロポーザルを、今、取り入れています。そうして競争させています。そして、少しでも抑えていく。今回もいろいろ私も検討させていただいて、できるだけ抑えるところは抑えると、そういう話で以前より幾らか安くはなってきたんですが、まださらにそういうところが出るかもしれませんので、我々も常にそういう目で取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 以上で、もう終わりですね。

暫時休憩します。

午後 3時13分 休憩

午後 3時14分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で岡田良成君の質問を終了します。

暫時休憩します。25分から再開します。

午後 3時14分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前に、左京憲昌議員から、緊急の要件ができたので退席させていただきたいという申出があり、許可をいたしました。

引き続き、一般質問を行います。

通告第8号、議席番号6番、西森久雄君の質問を許可します。西森久雄君。

○6番 通告番号8番、西森です。議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

先ほど岡田議員から詳しい町長の出馬について質問を聞かれて、もう私のほうはこじゃんと書いてきちよったんですが、もう問うことはないかなというふうに思います。けれども、通告しておりますので、出馬しない場合、今後、仁淀川町はどうしなければならないのかだけを答弁お願いできないでしょうか、町長。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 西森久雄議員の町長選についてのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど岡田議員の質問にもお答えをさせていただきました。本当にこの3期、仁淀川町政を担わせていただいたわけでございますけれども、合併して間のない町村で、大変我々も大変なこともしたわけでございますけれども、議員の皆さん方の本当にこの上ないご協力を頂く中で、一定、仁淀川町の基盤づくりも着実に進めることができたかなと思っております。

ただ今後、町政をさらに浮揚させていくためには、まだまだ取り組んでいかなければならない課題もあるわけでございますが、このコロナ禍を通じてかなり流れも変わってきておる、これまでのとおりに行くのかといういろいろな課題もありますが、そういった中で、やはり今後、次のリーダーにお願いしたいのは、今までとは違った新しい発想を持ってこれからの仁淀川町を築いていただく、こう期待をいたしたいと思っております。

その辺りでまた議会の皆さん方にも、いろんな面でまたご協力を頂くことになろうかと思っておりますが、執行部、または議会が一丸となって今後取り組んでいく必要があるんじゃないか、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長 再質問、西森久雄君。

○6番 心の中では、まだ出馬の何はありますか。どうでしょう。仁淀川町町長がいないというのはちょっと恥ずかしいので、もう1期頑張りませんか。もう一度お願いします。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 西森議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ありがたいお話も、いろいろ頂きました。ただ、やはり私も申し上げました、若かりし頃の傷も持っております。今、72歳という誕生日を迎えたわけでございますが、いつ起きてもおかしくない爆弾を抱えているような状況でございますので、年齢的にも不安を非常に抱えております。そういった中で、私も町長就任当時から、先ほども申し上げましたように、長くやれても3期までだろうと、70歳超えての出馬はかえって町民の皆さん方に、

また町政に非常にご迷惑をかけることにもなりかねない、こういった思いも持っておりました。私は、次期町長選には出馬することはありません。

○議長 西森久雄君、2点目。

○6番 今年度、4人の方だったか、定年を迎える方がおられると思いますが、長い間お疲れさまでございました。また再雇用されて来られるというふうな方もおられると思いますが、これから仁淀川町の縁の下の力持ちとなって頑張っていたいただきたいというふうに思います。

そして、総務課長、もう昔のことなのですが、もう四、五十年前ですか。高校1年、高知工業、私は仁淀高校で3年でしたが、ソフトボールをやっておりまして、高知工業といえば本当に雲をつかむような強いチームでございました。県でも1位、そして全国大会といえば上位優勝というような高知工業で、そういった高知工業と県体で当たることができて、ないことに5回頃までじゃなかったかな、高知工業に勝っておりました。ツーアウト1、2塁で、バッターが総務課長でした。打った球がショートの上の頭の上に行ってくれて、よし、チェンジかなと思った瞬間、ボールが外野に転んできました。一気に1、2塁からランナーが帰り、その後ホームランを打たれて負けたんじゃないかなと、あのときに課長が三振をしてくれちゃったらインターハイも夢じゃなかったかなと、坪内君、そう思いませんでしたか。また、答弁の前に覚えちゃったら、一言お願いします。

町管理の公園やキャンプ場等の施設に消火器の設置をということで、お伺いをします。

町の大半は山林であり、万一山火が発生した場合、手のつけようありませんが、しかし、出火時に消火器があるとないとは全然違うのではないかなというふうに思うんですが、最後に、総務課長、答弁をよろしくお願いします。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 西森久雄議員の町管理の公園やキャンプ場等の施設の消火器の設置をの質問にお答えをさせていただきます。

その前に、高校時代のお話を頂きました。1年生の頃のことで、非常に覚えております。自分が打ったところは覚えておりませんが、仁淀高校は地元の高校でありましたので、他のメンバーよりはすごく意識をしてソフトボールを行った記憶があります。3年生のときには、仁淀高校でピッチャーをしていた、それこそ同じ姓ですが、西森君と一緒に、国体のほうにも一緒に行くような形で参加させていただいた記憶がよみがえったところでございます。どうもありがとうございます。

それでは、答弁させていただきます。山林火災等につきましては、その規模や通報の状況などにより対応は大きく変わってきますが、飛び火などあるため、消火には注意が必要となります。山林火災の予防については、注意喚起の看板の設置など、火事を起こす原因を防ぐことが重要ですので、今後も予防に力を入れてまいりたいと考えております。

町の管理する公園やキャンプ場等への消火器については、管理上の問題などにより、現在は設置されておられません。今後におきましては、管理が可能な施設においては、施設管理者と協議し設置を検討させていただきますが、基本的には、公園やキャンプ場内での火の取扱いに注意をするよう、施設管理者に対し注意喚起の看板設置を依頼するなど、火災予防に力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問はございますか。

○6番 ありません。以上です。

○議長 以上で、西森久雄君の質問を終了します。

引き続き、通告第9号、議席番号10番、若藤敏久君の質問を許可します。若藤敏久君。

○10番 通告第9号の若藤でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。今回は1点だけお伺いをいたします。

一般廃棄物収集委託業務の入札についてでございます。

合併をして16年になろうとしておりますが、予定価格や契約年数など毎回のように変更をされております。特に昨年、平成31年度の入札から、入札参加業者の条件など内容が変更されておりますが、この変更は何を目的に変更されたのか、簡潔明瞭にご答弁を願います。例えば、町内の建設業者などが多数参加されておりますが、この建設業者に厳しくしたのか、または優しくしたのか。また、ごみ収集だけで生計を立てている業者もおりますが、この業者たちに厳しくしたのか、それとも優しくしたのか、何を目的に変更されたのか、その理由をお伺いして最初の質問を終わります。

○議長 ただいまの説明に対し、大石町長、答弁。

○町長 若藤議員の一般廃棄物収集運搬委託業務入札についてのご質問にお答えをさせていただきます。

一般廃棄物収集運搬業務の入札につきましては、前回、平成28年4月の場合、指名競争入札にて実施されております。この際、入札参加資格は本町の仁淀川町物品・製造・役務の提供競争入札参加審査申請書中、営業種目に一般廃棄物収集運搬と記載があり、申請書

類等に不備がない場合において申請を受け付けることとしておりました。これら申請のあった町内事業者を基に、入札指名業者選考委員会にて指名業者を選定した上で入札を実施しておりました。

本町は、公平公正で透明性の高い入札制度への取組のため、平成28年7月以降の入札において、2,500万円以上の事業、平成31年4月以降の入札からは1,000万円以上の事業について、地方自治法上の契約締結の原則とされる一般競争入札を導入しております。

このようなことから、平成31年5月に実施しました仁淀川町一般廃棄物収集運搬委託業務も一般競争入札として、入札参加資格を設定させていただいております。

3年間業務を履行していただくことに対して、法人とさせていただいたことは、社会通念上の法人登録を行っていることに対する社会的信用、事故発生時等の保証問題等を鑑み、条件とさせていただいた次第でございます。

そのほかいろいろ要件がございますが、それについては担当の課長のほうからまた説明をさせていただきたいと思っております。

○議長 津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 若藤議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長も申しましたように、公平公正で透明性の高い入札制度に取り組むために、一般競争入札制度を導入させていただきました。導入に当たりまして、入札参加資格を設定させていただいております。入札を行うに当たり、参加資格の見直しを実施し、条件周知のために、入札を実施しました平成31年5月の1年前の30年4月に関係事業団体、個人の方等に、次回入札に係る説明会なども行っております。

そのときお示ししたことを説明させていただきますと、まず1点目として、指名競争入札であったものが一般競争入札に改めさせていただきます。入札参加業者の条件を次のように定めるとさせていただきました。法人登録であること、NPO法人も可能です。2点目としまして、仁淀川町一般廃棄物収集運搬許可を取っていること、それと3点目としまして、過去3年間の実績を提出していただくこと、年間1,000万円以上の営業実績もしくは年間50万円以上の一般廃棄物産廃収集運搬実績があること。ただし入札制度を移行するに当たりまして、平成31年は初回となりますので、事業者の皆様のこと事前の周知という意味で、ただし入札参加条件が変更となる初回の平成31年度入札は、法人として年間1,000万円以上の営業実績を提出もしくは平成30年度において年間50万円以上の収集運搬実績を提出していただいております。

そういうことで、今回、入札参加要件を変更させていただいたことには、吾川地区を例に挙げますと、吾川地区で一般廃棄物収集運搬業務を委託した3年間の場合、設計金額にして5,000万円を超えるような高額である業務であること。また、業務量を見ても、可燃物収集だけでも1年間158日の収集があって、1日当たりごみステーションを53か所収集。収集日1日当たり5.5トンのごみを、佐川の越知町の端の清掃センターまで搬入していただくというような業務がございます。また、可燃物以外にも不燃物は年間6回、粗大も6日、資源としましては36日など、合わせて200日を超える稼働日がございます。ごみ収集に関しましては住民の日々の生活に直結する重要な住民サービスでございますので、業務の履行並びに遂行能力について判断するため、業務受託に関して、先ほど申し上げましたような要件を設定させていただきました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令にも、「市町村が一般廃棄物の収集運搬または処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は次のとおりとする」といった文言が明記されておりまして、「受託者が委託業務を遂行するに足りる施設、人員、財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し、相当の経験を有するものである」といった文言も明記されていることから、今回入札に関しまして条件を設定させていただいた次第でございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長 再質問、若藤敏久君。

○10番 建設業者に厳しいのか優しいのか、小さなごみ収集業者に厳しいのか優しいのかという答弁には触れていただけませんでした。予定どおりのご答弁だったように思います。

私は、ごみ収集だけで生計を立てている小規模な業者、この業者にとって今回の内容変更は大変厳しいものであると、そのように考えております。先ほど、津野課長もご説明をされましたが、入札参加業者の条件を次のように定めると、新しく定められた1の法人登録であること、NPO法人も可、それと仁淀川町一般廃棄物収集運搬許可を取っていること、この1、2は当然であると思います。しかし3、過去3年間の実績を提出すること、年間1,000万円以上の営業実績もしくは年間50万円以上の一般廃棄物、産廃収集運搬実績があること。これは、どうでしょうか。私は、この条例そのものは、大変無理があると考えております。ここ数年間の入札は6業者から7業者が抽せんによって、くじ引で落札業者が決定をしております。抽せんで落札できなかった、建設業者はいいですよ、自分の本職やればいいんですから。しかし、小規模なごみ収集だけで食っている方は、落札できな

かった翌日から仕事を探さなければなりません。ごみ収集に雇っていただければ結構ですけど、全く別の仕事へ向いて行くかもわからん。こういったものに、年間1,000万円以上の営業実績、これはとても無理。この1,000万円以上の営業実績というのは、建設業者を相手に仮定してますよね。そしたら、50万円以上の一般廃棄物、産廃収集実績、これが運搬実績が可能かといえ、これも無理ですよ。勤めに行ったら、土、日、月の休みのときには清掃センターは休みですから、頼まれたとしても自分は持っていけないでしょう。例えば、家を壊して自分がそれを産廃として持っていくにしても、自分が勤めが休みのときには、これ清掃センターは休みですよ。こういった無理難題を、今回、2年前に改正の条件としているということ、どう考えても不可能であることが入札参加資格の条件になっております。くじ引で抽せん漏れとなって落札できなかった小規模業者、この業者は次回の入札に参加することは不可能な条件になっているということ、このことを津野課長も町長もお気づきでしょうか。

次の入札は、来年、あと1年先でございます。それまで、私が今申し上げた内容、この内容はそのままいくのか、それとも見直していただけるのか、ご答弁をお願いいたします。

再質問は以上です。

○議長 津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 若藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

前回、31年5月の入札参加要件に関しましては、ただしということで、1年間の実績ということに設定させていただきました。次回の令和4年5月からは、3年間、毎年50万円の営業実績を示すものを提出してくださいといった形になっております。

今回ご指摘いただきましたが、次回の入札参加条件につきまして、前回の平成30年4月の説明会以降、一般廃棄物収集運搬委託業務に参入されようという個人の方、事業者の方の皆様は、来年度の入札に向けて、この3年余り、参加資格に見合う形での事業活動に取り組まれているものと考えております。入札参加要件を変更するとなりますと、次回の入札参加を予定されておられる事業者の皆様には何かしらの影響があると思われまますので、参加条件の変更につきましては慎重に検討する必要があると考えております。また、次回の入札につきましても、年度が変わりました令和3年4月中には、関係者の皆様に向けた説明会を再度開催し、参加資格について徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長 若藤敏久君。

○10番 津野課長、あなたが今言うたことは、答弁構えてきちよったようなけ、再質問じゃのに用意が万端じゃけど、分かり切ったことやか。だから、そういった1,000万円以上の営業実績、毎年毎年50万円以上の一般廃棄物、産業廃棄物運搬実績、これが不可能だというて言いよるんじゃけ。そういうふうに設定しております、そのようにして準備していると業者はそのように思います言うたって、できるわけないということ、私は今、再質問で言うたんですよ。

再々質問をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、この内容変更は平成31年でありましたから、2年を経過しております。小規模業者にとっては大変厳しい改正だというのが、私の考えでございました。しかし、先日、議員数名が全員協議会の後、集まる機会がありまして、この話を申し上げましたところ、居合わせた多数の議員が、「今度の改正は小規模業者には厳しいにゃあ」と、このような意見で一致しましたので、私も少し安心をしたわけでございますが、小規模5業者に3年間続けて1,000万円以上の営業実績、また3年間続けて50万円以上の一般廃棄物、産廃収集運搬実績、これはどだい無理な注文であります。建設業者にも、A級、B級、C級と格差がございます。1か月100万円そこそこのごみの収集、こういった仕事も欲しい建設業者もあるかもしれませんが、中には50名、60名の職員を抱えている大きなA級クラスの建設業者が、このごみの収集をやっているんですよ。ごみ収集なんか入ってこなくても、自分は本職のほうで1つ落札すれば何千万円、何億円という仕事をしもって、月100万円のごみのほうはばわいでもええんじゃないですか、建設業者が。

そこで、1つ提案がございます。町長はじめ、副町長、そして今日ご列席の課長さん方、年間3,000万円の公共事業、この事業を余分に構えてくださいや。そして、仁淀、吾川、池川、それぞれ建設業者に公共事業を余分に1,000万円構えてあげて、ごみのほうの1,000万円そここのやつはごみの収集業者だけでやると、そのようにしなければ落札できなかった業者は食べてはいけません。公共事業を構えていただくようお願いをしたいと思います。大きな建設業者がごみ収集に入ってくるから、小さな業者が食べることができなくなってしまいます。

それと、契約年数であります、今現在、津野課長、3年間ですよ、ごみのほうは。3年間ということは、最初にごみ収集の小さな業者だけだったら、そんだけ競争もなかつ

たからよかったけど、今のように建設業者も入ってきて6業者、7業者がずっと抽せんでするんであれば、これ毎年毎年にするべきですよ。そしたら、1年でも飯が食えます、落札できなかった業者が。食える可能性が出てまいります。3年に一遍であれば、もう本当に10年もそこらも仕事もできんづくに終わってしまうというようなことがありますんで、こういった内容変更も見直したんであれば、契約年数も一緒に見直すべきです。そのように私は思います。

ごみ収集業務は、ごみの収集業者だけで入札ができるように皆さん方に頑張っていただいて、年間1,000万円の建設事業、公共事業を増やしていただいて、その分はあんたら建設業者でここでやれて、ごみのほうへ入ってきなよと、こういうふうにしてもらわんと、ただ建設業者を除けと言うただけでは説得力ありませんので、皆さん方に頑張っていただいて、ごみ収集業務はごみの小さな業者だけでできるようにお願いをいたします。大石町長は今限りで勇退の意向でありますから、できましたらご答弁は、片岡副町長、そして総務課長と思うておりましたが、総務課長も年度末でどうも退職のようでございますんで、古味実教育次長に、今後どのようにしたらええか、私が今言ったように、そのようにしますよというんだったらそれでえいすけ、そうやなかったら、またそれなりのご答弁をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。片岡副町長。

○副町長 まず、公共事業3,000万円という件でございますけれども、これにかかわらず、できる限り公共事業も、できるだけ有利な財源で有利な事業を構えて、地域の事業者の経済発展に寄与してまいりたいというふうには、常日頃思っておるところでございます。

本題の小規模な事業者、収集運搬をされておる小規模な事業者への特定しての入札というような形になろうかと思うんですけど、だから基本的には入札の公平性ということもございまして、適正な入札を確保するという意味でどのようなことができるか、今ここのなか明言もできませんし、またこの件については、今、町民課長から説明あったように、3年前に3年後の入札についてある一定の条件を示した上で暫定的な対応をとということで、31年の5月に入札したところでございまして、ここの辺もまた話が違うじゃないかということも出てきかねませんので、そこら辺につきましては慎重に検討してまいらんと、この場では、そうしますということもなかなか一言では言えないという状況でございますので、慎重に検討はさせてもらいたいと思います。

○議長 ちょっと立場は違いますけど、せっかくのご指名ですから、古味実教育次長、答弁。

○古味教育次長 若藤議員の質問にお答えしたいと思います。

自分のごみ収集とはちょっと業務が違うんですけど、今聞いたところによりますと、やはり今3年間の契約と聞いております。自分も十数年前にはごみ収集の担当をしたこともあります。そのときには、たしか2年間ぐらいの周期で入札をしておったような記憶がありますし、それとその当時には、そういった建設業者さん等は入札には入ってなかったような気がします。それで、公共事業を増やして建設業者へは入札を控えていただくというような話もございましたけれど、建設業者も入札に入る権利はあろうかと思いつつ、何らかの取決め事でもして小規模業者を守る必要もあるのではなかろうかというような印象を受けました。

以上です。

○議長 以上で若藤敏久君の質問を終了します。

以上で一般質問を終了します。

本日の日程は全て終了をいたしました。本日はこれで散会をいたします。

午後 3時58分 散会